



第4期ふじみ野市立 図書館サービス計画



令和7年3月
ふじみ野市

第4期ふじみ野市立図書館サービス計画の策定にあたって

ふじみ野市の記録に残る公共図書貸出事業は、明治期にまでさかのぼります。当時は国民教化の手段として進められた事業であり、埼玉県が通俗巡回文庫として、小学校を閲覧所とし、図書を貸出していた記録が残っています。大正期になると、地域の人々の自主的な図書館運動が生まれ、会費や寄付金で賄われた図書購買組合活動の後、青年団文庫に活動が引き継がれ、その後、大正10年(1921年)に大井村立図書館の開設に至っています。このように、この地域では100年以上も前から、「知識を得る、情報を得る、読むことを楽しむ」ことに対して尽力された方々があり、その想いは、現在の図書館の活動にもつながっていると言えるでしょう。特に、50年以上にわたって地域ボランティアによって支えられてきた地域文庫の活動は、全国的にも貴重な活動となっています。

令和5年3月に国の教育振興基本計画が策定され、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つのコンセプトが提示され、地域づくりの土台づくりを担う社会教育行政に一層の期待が寄せられています。また、地球規模の環境問題やグローバル化、国際情勢の不安定化が現実となっている予測不能な時代の中で、図書館は、自ら学び、考えるための入口として重要な場所として位置付けられます。

ふじみ野市教育委員会では、令和7年3月にふじみ野市教育振興基本計画を策定し、「あったかな絆で未来を紡ぐふじみ野の『共育』～Fujimino Well-being (ふじみ野 ウェルビーイング)～」を掲げました。第4期図書館サービス計画においても、この計画の理念を踏まえ、市民の暮らしが豊かになるように「知りたい、学びたい、楽しみたい」を支えますというミッション(使命)の下に、より市民に分かりやすい計画として、子ども読書活動推進計画を統合した計画として策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、市民の皆さんとともに歩む図書館として施策を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多くのご意見をいただいた皆さま、図書館協議会委員の皆様に御礼申し上げます。

令和7年3月

ふじみ野市教育委員会教育長 **朝 倉 孝**

目 次

第1章 本計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画期間	3
第2章 図書館サービスと子供の読書活動をめぐる現状と課題	4
1 国と埼玉県の動向	4
2 市の現状	5
3 市における図書館サービスと子供の読書活動についての課題	21
第3章 本計画の基本的な考え方	31
1 ミッションと4つのビジョン	31
2 ミッション・ビジョン・プラン体系図	32
第4章 具体的な取組	33
1 地域の情報拠点を目指します	33
2 市民の学びを支える図書館を目指します	40
3 市民とともに歩み、市民の交流拠点となる図書館を目指します	46
4 子供たちの読書活動を支える図書館を目指します	51
第5章 計画の推進	60
1 計画の進行管理	60
2 計画の推進	60
資料編	61
1 ふじみ野市立図書館サービス計画策定委員会	61
2 計画策定の経過	64
3 関係法令等	65
4 用語解説	80

〔子供の表記について〕

本計画では、「子供」・「子ども」・「こども」の表記がそれぞれ存在しますが、既存の法律名・計画名・事業名などの固有名詞は「子ども」・「こども」とし、本文中の普通名詞では、「第3期ふじみ野市教育振興基本計画」の表記等に合わせて「子供」で統一しました。



本計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

近年、少子化による人口減少や高齢化が進行しており、また、グローバル化や技術革新の進展、働き方改革等、社会を取り巻く環境は、急激に変化しています。これに伴い、個人の価値観やライフスタイルは多様化し、市民の生涯学習に対するニーズはますます高度化しています。こうした市民の生涯学習ニーズに対応するため、誰もが生涯にわたり学び続けることができ、学んだことを生かし、活躍できる生涯学習社会を実現することが重要です。

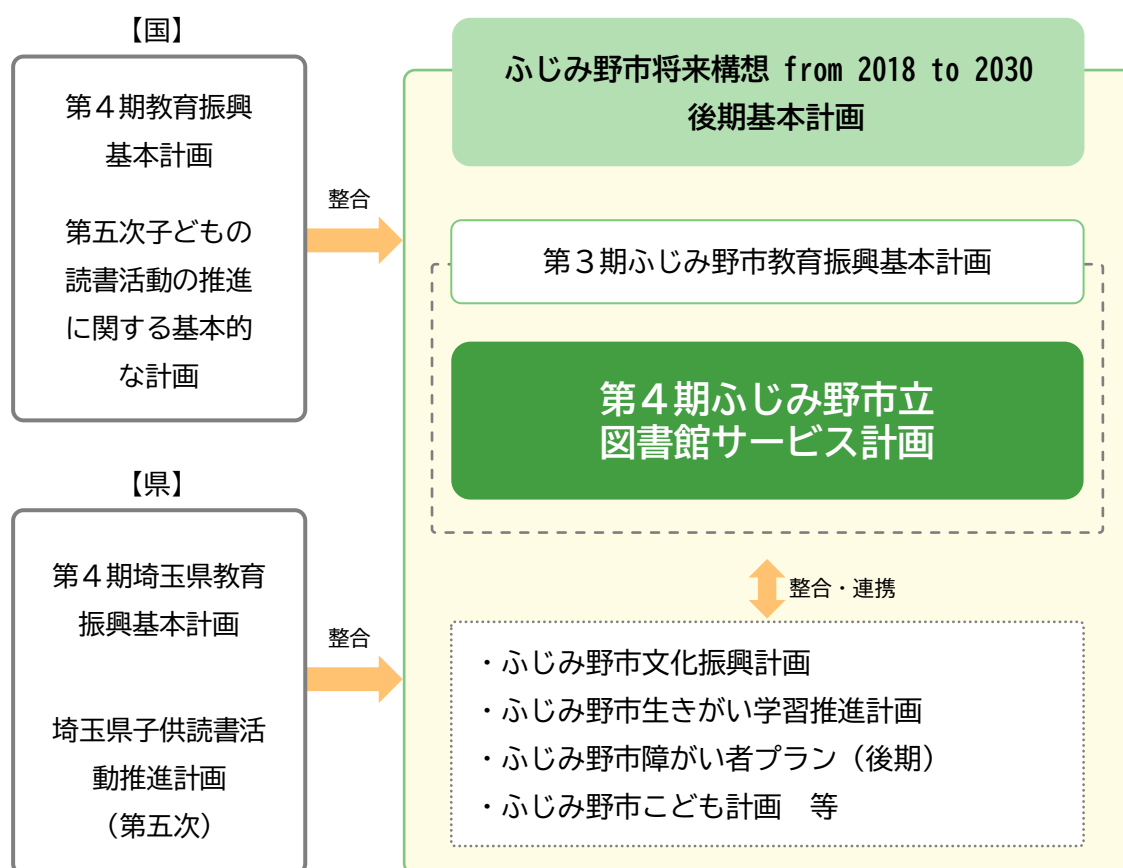
さらに、地域で生活する住民が直面する課題も複雑化、多様化しており、課題解決のための情報収集や学習機会を求める声は、以前にも増して高まっています。これに伴って、地域の情報拠点である公立図書館の役割も重要性を増しており、資料の提供など従来の枠組みにとらわれない、多角的なサービスの展開が求められています。

また、子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要となっています。

本市では、これまで「ふじみ野市立図書館サービス計画」、「ふじみ野市子ども読書活動推進計画」のそれぞれの計画で、図書館サービスと子供の読書活動を推進してきましたが、両計画ともに計画期間が終了することを契機に、より市民に分かりやすい計画とし、一体的に施策を進めるため、両計画を統合した計画として「第4期ふじみ野市立図書館サービス計画」を策定しました。

2 計画の性格・位置づけ

国の「第4期教育振興基本計画」及び「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、埼玉県「第4期埼玉県教育振興基本計画」及び「埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）」を踏まえるとともに、「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 後期基本計画」及び「第3期ふじみ野市教育振興基本計画」を上位計画とし、本市の関連計画と整合を図ります。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間とします。社会情勢の変化等によって見直しが必要になった場合には、計画期間内であっても、適宜内容の見直しを図ることとします。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
将来構想 from 2018 to 2030 後期基本計画	平成30年度～令和12年度						
ふじみ野市教育 振興基本計画		第3期 令和7年度～令和12年度					
ふじみ野市立図 書館サービス計 画		第4期 令和7年度～令和12年度					





図書館サービスと子供の読書活動をめぐる現状と課題

1 国と埼玉県の動向

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA（ブーカ）」の時代とも言われています。将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっています。令和5年6月に新たな「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、持続可能な社会の創り手の育成と日本社会に根差したウェルビーイングの向上が2つのコンセプトとして掲げられました。また、今後の教育政策に関する基本的な方針として、①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話が示されました。

子供の読書活動の分野においては、全国調査で、小学生から高校生までの子供の不読率は、令和2年度末から令和3年度当初に実施された新型コロナウイルス感染拡大防止のための全国一斉臨時休業等を経て、令和元年度の34.4%から令和3年度には38.5%まで上昇しています。（「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）に記述されている「子どもの生活と学びに関する親子調査」より）また、令和元年度と令和2年度との比較において、不読率の上昇が他の学年と比較して大きかった学年集団は、令和2年度に小学校2年生、小学校3年生、中学校1年生及び高校1年生であり、全国一斉臨時休業が、自宅学習の難しい小学校低学年や、中学校、高校に進学した直後の学年の読書習慣の形成に影響を与えたことが示唆されています。同じく、令和元年度から令和2年度において本を読む時間が減少した一方で、漫画や雑誌を読む時間が増加したこと等が指摘されています。

新型コロナウイルス感染症の流行を受け実施された各学校の臨時休業等により、児童生徒による学校図書館へのアクセスが一定期間制限され、図書館においても、臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限等を余儀なくされました。こうした状況が、子供の読書活動にも影響を与えた可能性があると考えられています。

こうした諸情勢の変化等を背景に、国では、急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動は不可欠であり、全ての子供たちが読書活動の恩恵を受けられるよう、特に、①不読率の低減、②多様な子供たちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子供の視点に立った読書活動の推進を考慮し、令和5年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次基本計画）を策定しました。

埼玉県では、教育を取り巻く社会の動向やこれまでの成果と課題などを踏まえ、また国の新たな「第4期教育振興基本計画」も参考にしながら、SDGsの達成年限である2030年や、日本の高齢者人口がピークとなる2040年を見据えた中長期的な視点に立ち、教育の使命を果たしていくため、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様で深い学び（「豊かな学び」）によって、人生や社会の未来を切り拓く力を育む（「未来を拓く」）ことを目指し、令和6年6月に「第4期埼玉県教育振興基本計画」が策定されました。

また、「第4期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえた、子供の読書活動の推進に関する実施計画として、令和6年7月に「埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）」を策定し、「1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合」を「不読率」とし、全ての子供たちが日常的に本と接する機会を持つことを目指しています。家庭、地域、学校による取組を通じて、子供たちの発達段階に応じた読書習慣の形成を図るとともに、より多くの人々が子供の読書活動に関わり、県内の子供の読書活動が一層活発になることを目指しています。

2 市の現状

本市においては、すべての市民の学習活動を支え、地域の情報拠点としての役割を果たすため、平成22年6月に「ふじみ野市立図書館サービス計画」を、平成27年9月に「第二次ふじみ野市立図書館サービス計画」を、令和2年3月に「第三次ふじみ野市立図書館サービス計画」を策定しました。

これらの計画では、「市民の暮らしが豊かになるよう『知りたい、学びたい、楽しみたい』を支えます」というミッション（使命）の下に、3つのビジョン（展望）と、ビジョンを具現化するためのプラン（計画）を体系的に掲げ、様々なサービスを実施してきました。

また、本市では、平成21年3月に「子ども読書活動推進計画」を、平成26年4月に「第二次ふじみ野市子ども読書活動推進計画」を、令和2年3月に「第三次ふじみ野市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭、地域、学校との連携・協力体制で子供たちが読書を楽しむ機会の充実や環境整備を進めてきました。特に、「読書離れ」、「活字離れ」を減らし、子供たちの健やかな成長に欠かせない読書活動を推進してきました。

大井図書館は、来館者へのサービスを向上させるため、約3か月間の休館を経て、令和5年11月にはふじみ野ステラ・ウェストに移転・再オープンしました。また、上福岡図書館は、施設の老朽化に伴う設備等の更新のため、令和5年11月から令和7年1月末まで休館し、大規模改修工事を実施、令和7年2月1日に再オープンしました。

(1) 図書館の利用に関するアンケート調査の概要

本計画を策定するにあたり、市民の皆様の課題解決や調査研究、レクリエーションに役立つ図書館にするべく、図書館に対する皆様のご意見やご要望などをお聞かせいただくため、アンケート調査を実施しました。

① 調査対象

一般（18歳以上の市民の方から無作為に1,500名）

小学生（2・4・6年生）

中学生（2年生）

② 調査期間

令和6年7月～令和6年8月

③ 調査方法

郵送による配布・回収、webによる調査

④ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
一般	1,500 通	417 通	27.8%
小学生	3,012 通	2,348 通	78.0%
中学生	970 通	539 通	55.6%

⑤ 主な調査結果

一般調査では、過去1年間に図書館を「どこも利用したことがない」が52.0%と最も多い回答でした。図書館を利用しない理由としては、「自分で本を買う」が34.6%で最も多く、次いで「忙しくて利用する時間がない」が30.9%、「情報収集はインターネットで間に合う」が27.2%です。

図書館の資料を借りる頻度と満足度について、利用頻度が高いのは本や雑誌、DVDなどで、満足度が高いのは予約サービスです。情報検索や調べものの頻度については、図書館の蔵書検索用パソコンの利用頻度が高く、満足度も高いです。

小学生・中学生調査では、小学生で、本を読むことが「好き」なのは全体の53.9%、「どちらかといえば好き」なのは33.0%です。また、中学生で、本を読むことが「好き」なのは40.3%、「どちらかといえば好き」なのは35.1%です。小学生では、1年間で本を「読んだ」のは95.8%で、10冊以上読んだのが最も多く54.0%です。読まない理由は「読みたい本がない」（35.9%）や「読む時間がない」（29.3%）です。中学生では、2年生になって本を読んだのは94.2%で、2～3冊読んだのが最も多いです。本を読むことが好きになったきっかけとしては「共感できる本に出会ったから」（70.2%）が最も多いです。

⑥ 地域区分

本調査では図書館からの距離に応じて以下のように地域を区分しました。

地域区分	
北側地域（上福岡図書館エリア）	花ノ木、霞ヶ丘、丸山、駒西、駒林、駒林元町、元福岡、松山、上ノ原、上福岡、上野台、新駒林、新田、水宮、清見、西、西原、川崎、大原、滝、谷田、池上、築地、中ノ島、中丸、中福岡、仲、長宮、鶴ヶ舞、東久保、南台、富士見台、福岡、福岡新田、福岡中央、福岡武蔵野、北野、本新田
西側地域（大井図書館エリア）	ふじみ野、亀久保、桜ヶ丘、西鶴ヶ岡、大井中央、大井武蔵野、鶴ヶ岡、緑ヶ丘
南側地域（図書館から半径1 kmに入らない南側エリア）	うれし野、旭、市沢、大井、苗間

⑦ 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

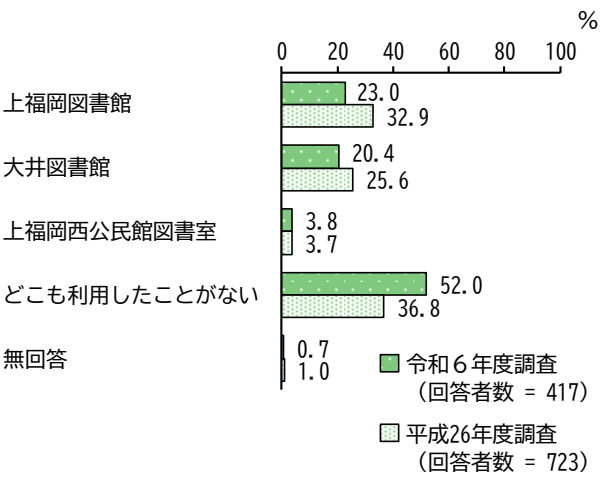
(2) 一般 調査結果

① 上福岡図書館・大井図書館・上福岡西公民館図書室の中で、過去1年の間に最も多く利用している場所

「どこも利用したことがない」の割合が52.0%と最も高く、次いで「上福岡図書館」の割合が23.0%、「大井図書館」の割合が20.4%となっています。

平成26年度調査と比較すると、「どこも利用したことがない」の割合が増加しています。一方、「上福岡図書館」「大井図書館」の割合が減少しています。

調査対象とした期間及び実施期間中に、大井図書館の移転に伴う休館（令和5年8月1日～11月3日）及び上福岡図書館大規模改修工事に伴う休館（令和5年11月4日～令和7年1月31日）があったため、「どこも利用したことがない」の割合が増加していると思われます。



【地域3区分別】

地域3区分別にみると、北側地域で「上福岡図書館」の割合が、西側地域で「大井図書館」の割合が高くなっています。また、南側地域で「どこも利用したことがない」の割合が高くなっています。

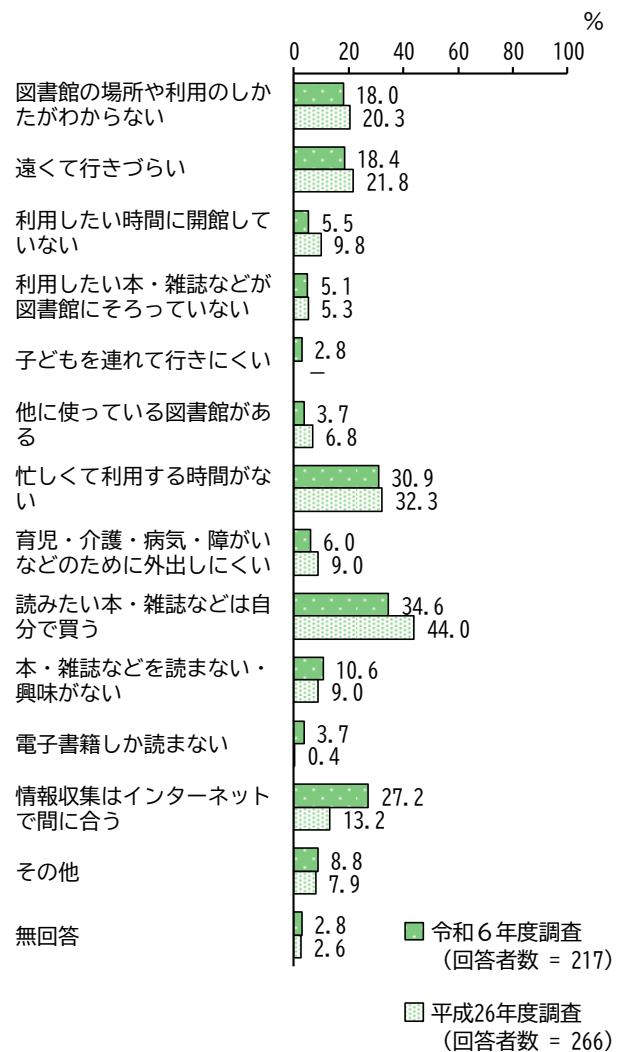
単位：％

区分	回答者数 (件)	上福岡図書館	大井図書館	上福岡西公民館図書室	どこも利用したことがない	無回答
全 体	417	23.0	20.4	3.8	52.0	0.7
北側地域	227	35.2	7.0	5.7	52.0	—
西側地域	125	9.6	42.4	2.4	44.8	0.8
南側地域	62	6.5	25.8	—	66.1	1.6

② 図書館を利用しない理由

「読みたい本・雑誌などは自分で買う」の割合が34.6%と最も高く、次いで「忙しくて利用する時間がない」の割合が30.9%、「情報収集はインターネットで間に合う」の割合が27.2%となっています。

平成26年度調査と比較すると、「情報収集はインターネットで間に合う」の割合が増加しています。一方、「読みたい本・雑誌などは自分で買う」の割合が減少しています。



※前回調査では「子どもを連れて行きにくい」の選択肢はありませんでした。

【年代別】

年代別にみると、30代で「忙しくて利用する時間がない」の割合が最も高くなっています。また、20代、30代で「図書館の場所や利用のしかたがわからない」の割合が、60歳～74歳で「情報収集はインターネットで間に合う」の割合が高くなっています。

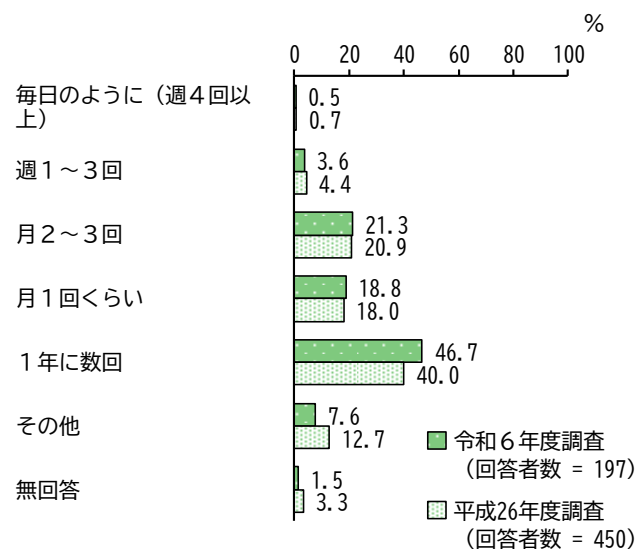
単位：％

区分	回答者数 (件)	図書館の場所や利用のしかたがわからない	遠くて行きづらい	利用したい時間に開館していない	利用したい本・雑誌などが図書館にそろっていない	子どもを連れて行きにくい	他に使っている図書館がある	忙しくて利用する時間がない	育児・介護・病気・障がいなどのために外出しにくい	読みたい本・雑誌などは自分で買う	本・雑誌などを読まない・興味がない	電子書籍しか読まない	情報収集はインターネットで間に合う	その他	無回答
全 体	217	18.0	18.4	5.5	5.1	2.8	3.7	30.9	6.0	34.6	10.6	3.7	27.2	8.8	2.8
10 代	9	11.1	22.2	11.1	—	—	—	33.3	—	22.2	22.2	—	33.3	22.2	—
20 代	35	25.7	11.4	5.7	8.6	8.6	5.7	40.0	—	40.0	5.7	—	28.6	2.9	—
30 代	42	28.6	16.7	4.8	4.8	2.4	—	47.6	11.9	40.5	11.9	7.1	31.0	9.5	—
40 代	46	19.6	23.9	8.7	4.3	4.3	6.5	32.6	4.3	28.3	17.4	6.5	17.4	8.7	—
50 代	26	3.8	11.5	7.7	7.7	—	7.7	26.9	—	38.5	3.8	3.8	26.9	—	7.7
60 歳～74 歳	37	8.1	18.9	2.7	2.7	—	2.7	16.2	5.4	40.5	8.1	2.7	40.5	13.5	5.4
75 歳以上	22	18.2	27.3	—	4.5	—	—	9.1	18.2	18.2	9.1	—	13.6	13.6	9.1

③ 図書館の利用頻度

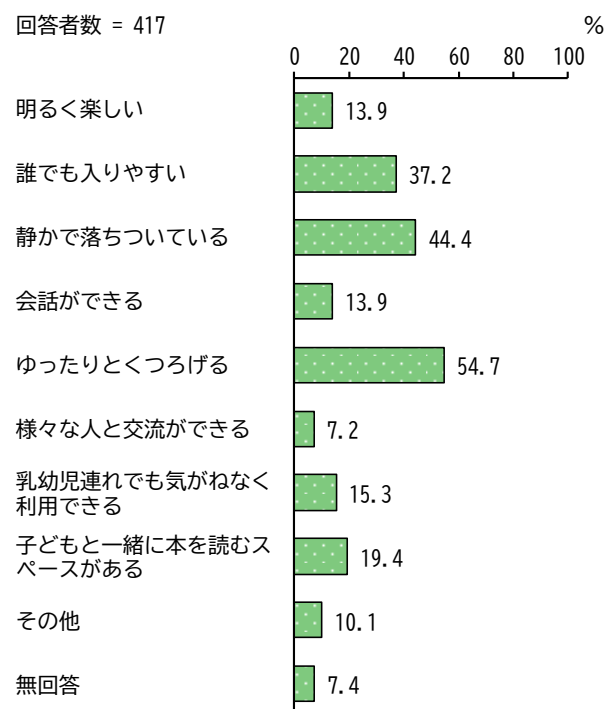
「1年に数回」の割合が46.7%と最も高く、次いで「月2～3回」の割合が21.3%、「月1回くらい」の割合が18.8%となっています。

平成26年度調査と比較すると、「1年に数回」の割合が増加しています。



④ どんな図書館ならもっと利用したいか

「ゆったりとくつろげる」の割合が54.7%と最も高く、次いで「静かで落ちついている」の割合が44.4%、「誰でも入りやすい」の割合が37.2%となっています。



【年代別】

年代別にみると、10代で「静かで落ちついている」の割合が、50代で「ゆったりとくつろげる」の割合が高く、6割を超えています。また、30代で「乳幼児連れでも気がねなく利用できる」「子どもと一緒に本を読むスペースがある」の割合が高く、約4割となっています。

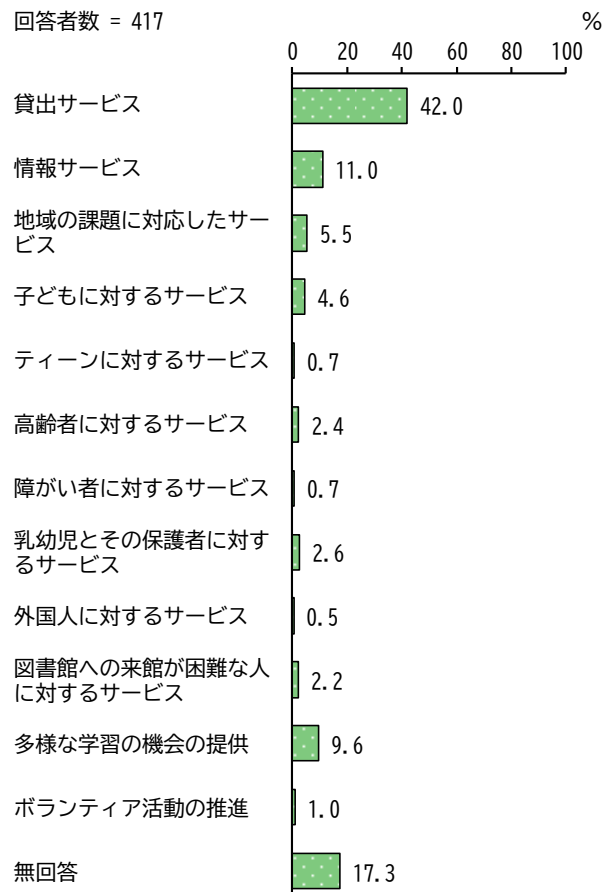
単位：％

区分	回答者数 (件)	明るく楽しい	誰でも入りやすい	静かで落ちついている	会話ができる	ゆったりとくつろげる	様々な人と交流ができる	乳幼児連れでも気がねなく利用できる	子どもと一緒に本を読むスペースがある	その他	無回答
全 体	417	13.9	37.2	44.4	13.9	54.7	7.2	15.3	19.4	10.1	7.4
10 代	27	18.5	40.7	66.7	22.2	51.9	7.4	3.7	3.7	14.8	—
20 代	62	11.3	35.5	40.3	12.9	58.1	4.8	16.1	12.9	12.9	—
30 代	83	18.1	39.8	43.4	21.7	54.2	6.0	38.6	43.4	9.6	4.8
40 代	88	14.8	38.6	29.5	13.6	54.5	6.8	17.0	27.3	6.8	5.7
50 代	48	12.5	37.5	58.3	6.3	62.5	4.2	8.3	10.4	18.8	6.3
60 歳～74 歳	69	11.6	33.3	50.7	5.8	56.5	8.7	1.4	7.2	7.2	10.1
75 歳以上	39	10.3	35.9	41.0	17.9	38.5	12.8	2.6	5.1	5.1	30.8

⑤ 重点的に充実してほしいサービス

「貸出サービス」の割合が42.0%と最も高く、次いで「情報サービス」の割合が11.0%となっています。

回答者数 = 417



(3) 小学生・中学生 調査結果

① 本を読むことが好きか

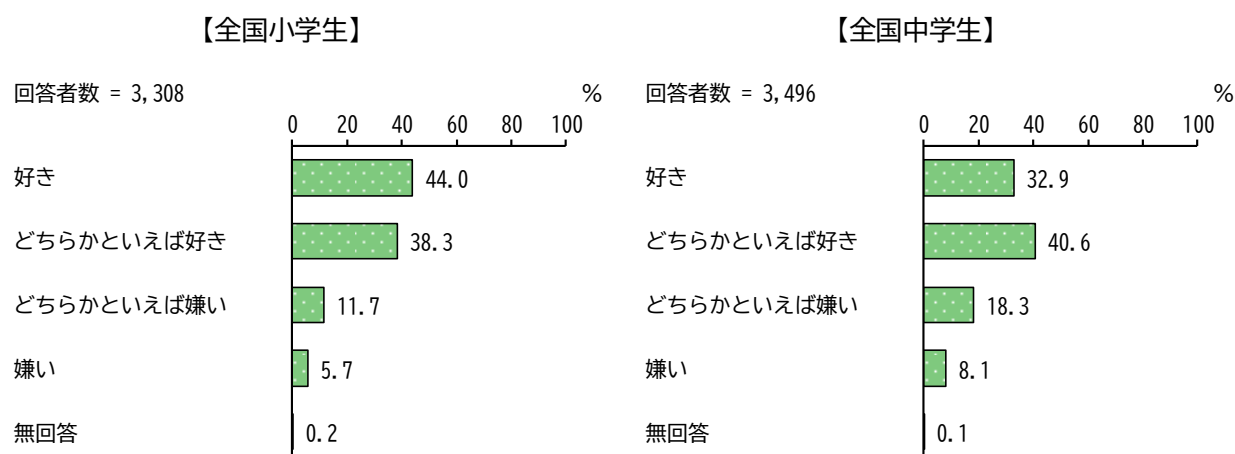
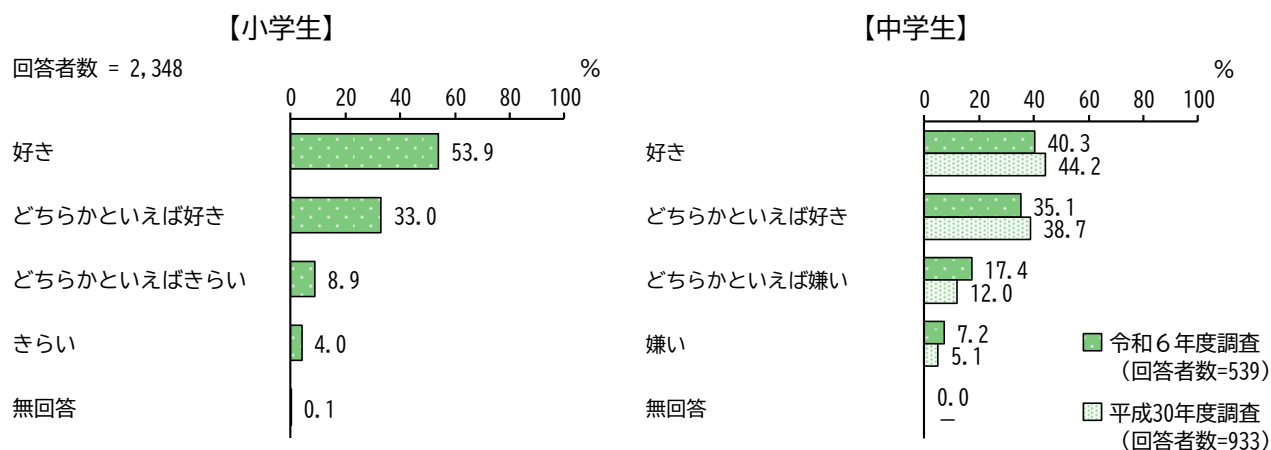
小学生では、「好き」の割合が53.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば好き」の割合が33.0%となっています。

全国と比較すると、「きれい」（「どちらかといえばきれい」と「きれい」の合計）の割合が低くなっています。

中学生では、「好き」の割合が40.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば好き」の割合が35.1%、「どちらかといえば嫌い」の割合が17.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「きれい」の割合が増加しています。

全国と比較すると、大きな差はみられません。



資料：第69回学校読書調査報告

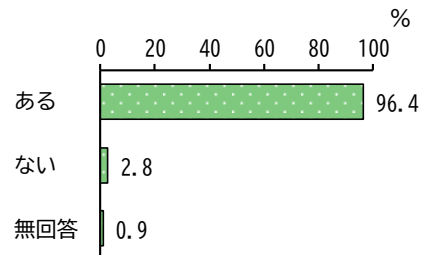
【小学生 調査結果】

② 学校図書館で本を借りた経験の有無

「ある」の割合が96.4%、「ない」の割合が2.8%となっています。

なお、全国調査(第69回学校読書調査)では、5月の1か月間に本を読まなかった人の割合は8.5%となっています。

回答者数 = 2,348

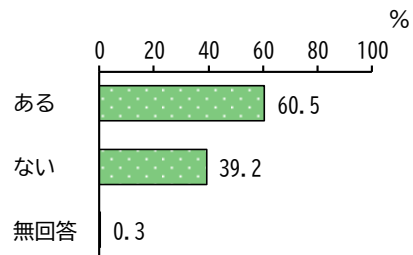


③ 移動図書館ともしび号で本を借りた経験の有無

「ある」の割合が60.5%、「ない」の割合が39.2%となっています。

※移動図書館は、これまで市内6小学校を巡回(各校年10回)していましたが、令和5年度から市内全13小学校にサービスを拡大し、2学期～3学期にかけて各校1回ずつ巡回しました。

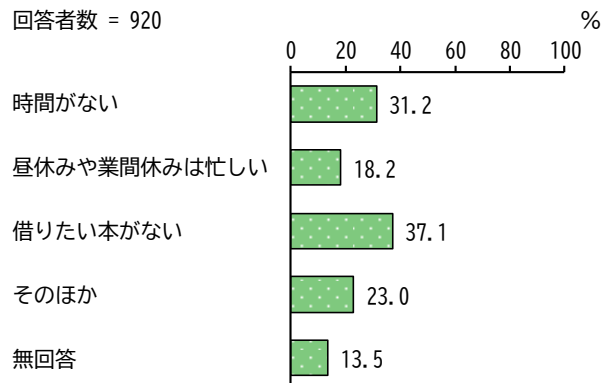
回答者数 = 2,348



④ 移動図書館で本を借りない理由

「借りたい本がない」の割合が37.1%と最も高く、次いで「時間がない」の割合が31.2%、「そのほか」の割合が23.0%となっています。

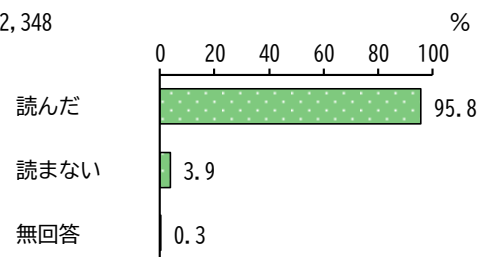
回答者数 = 920



⑤ 去年1年間で本を読んだか

「読んだ」の割合が95.8%、「読まない」の割合が3.9%となっています。

回答者数 = 2,348



⑥ 去年1年間で本を読まなかった理由

「読みたい本がない」の割合が35.9%と最も高く、次いで「読む時間がない」の割合が29.3%、「めんどろ」、「本を読んでもおもしろくない」の割合が13.0%となっています。

回答者数 = 92

本がきらい

めんどろ

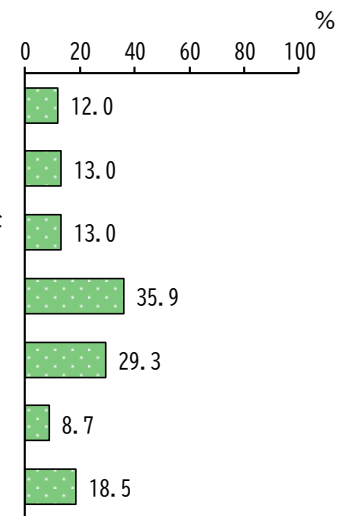
本を読んでもおもしろくない

読みたい本がない

読む時間がない

そのほか

無回答



⑦ インターネットでお話やマンガを読むか

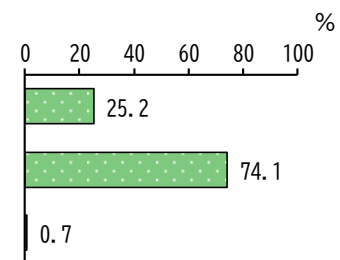
「読む」の割合が25.2%、「読まない」の割合が74.1%となっています。

回答者数 = 2,348

読む

読まない

無回答



⑧ 地域の図書館の利用状況

「上福岡図書館」の割合が51.7%と最も高く、次いで「大井図書館」の割合が49.4%、「西公民館図書室」の割合が13.5%となっています。

回答者数 = 2,348

大井図書館

上福岡図書館

西公民館図書室

江川文庫

こばと文庫

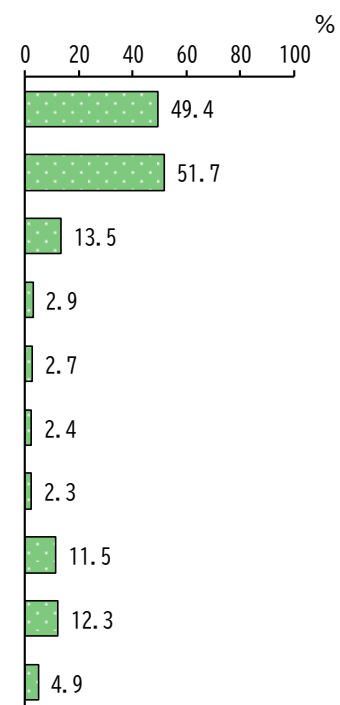
たけのこ文庫

つつじ文庫

ほかの町の図書館

行ったことがない

無回答

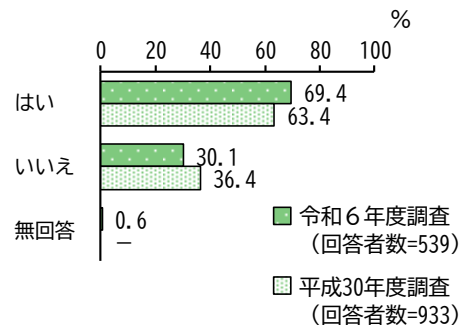


【中学生 調査結果】※ 平成30年度調査では、無回答を除いて集計しています。

⑨ 中学校の図書館を利用したことがあるか

「はい」の割合が69.4%、「いいえ」の割合が30.1%となっています。

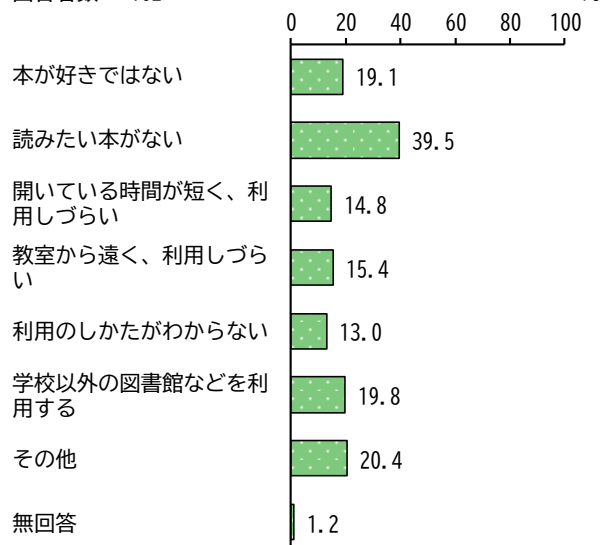
平成30年度調査と比較すると、「はい」の割合が増加しています。



⑩ 中学校の図書館を利用しなかった理由

「読みたい本がない」の割合が39.5%と最も高く、次いで「学校以外の図書館などを利用する」の割合が19.8%、「本が好きではない」の割合が19.1%となっています。

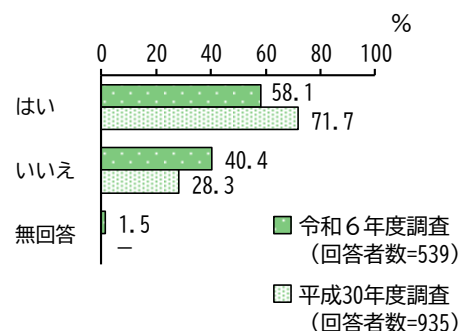
回答者数 = 162



⑪ 中学生になってから公共図書館に行ったことがあるか

「はい」の割合が58.1%、「いいえ」の割合が40.4%となっています。

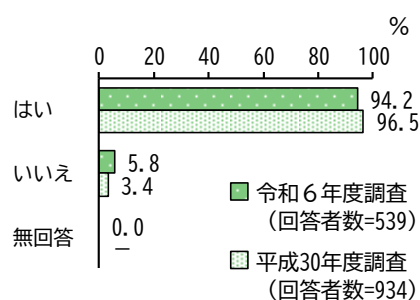
平成30年度調査と比較すると、「いいえ」の割合が増加しています。



⑫ 2年生になって本（マンガ・雑誌は含まない）を読んだか

「はい」の割合が94.2%、「いいえ」の割合が5.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると大きな変化はみられません。



⑬ 2年生になって本を読まなかった理由

「読みたい本がないから」の割合が71.0%と最も高く、次いで「本を読むのが嫌いだから」の割合が45.2%、「時間がないから」の割合が12.9%となっています。

回答者数 = 31

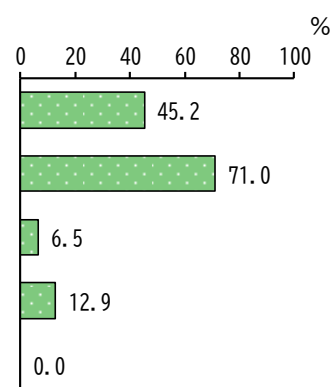
本を読むのが嫌いだから

読みたい本がないから

何を読んでいいかわからないから

時間がないから

無回答



(4) ボランティア団体等ヒアリング結果

ボランティア活動の実践者が考える図書館に関わる活動の課題や将来的なビジョンについて探ることで、今後の図書館サービスの方向性を検討し、その内容を策定中の図書館サービス計画に反映することを目的としました。

① 日時

令和6年8月20日（火） 10：00～12：00

② 開催場所

ふじみ野ステラ・ウェスト4階 キッチンスタジオ

③ 参加団体・人数

クマさん文庫（2名）	ずくぼんじょ（1名）
上福岡図書館おはなし会（3名）	図書館友の会（2名）
地域文庫（8名）	DAISYふじみ野（2名）

④ 座談会のまとめ

座談会での述べられた内容をまとめると、以下のとおりです。

- ・市内では様々な図書館ボランティア活動（読み聞かせ、地域文庫、デイジー図書作成など）が行われている。
- ・地域文庫は子供たちの居場所づくりや地域コミュニティの拠点として重要な役割を果たしている。
- ・ボランティアの多くは女性で、主に子供向けの活動が中心となっている。
- ・利用者の減少やボランティアメンバーの高齢化が課題となっており、新たな取組が必要とされている。
- ・多くのボランティアが子供たちの成長や笑顔を大切にしており、それが活動の原動力となっている。
- ・ボランティア活動を通じて人とのつながりや自己成長を感じている参加者が多い。
- ・高齢者向けのサービスや、地域文庫を活用した本の受け渡しシステムの構築が提案されている。
- ・図書館の役割として、本を借りる場所だけでなく、人々のつながりを生む場所としての機能が重要視されている。

具体的な提案としては、以下のようなものが挙げられていました。

- ・高齢者が地域文庫で大人向けの本を借りられるようにするシステムの構築。
- ・子供と高齢者の交流の場としての地域文庫の活用。
- ・図書館リクエスト本の地域文庫での受け取りサービス。

(5) 高校生・大学生ワークショップ結果

高校生・大学生が考える図書館についての思い出やイメージ、図書館への要望、施設の将来像やアイデアを探ることで、若年層が求める図書館のビジョンを明らかにし、その内容を策定中の図書館サービス計画に反映することを目的としました。

① 日時

令和6年8月20日（火）及び8月23日（金） 13:00～16:00

② 開催場所

ふじみ野ステラ・ウェスト4階 キッチンスタジオ

③ 参加者・人数

市内在住・在学の高校生および大学生 計12名
8月20日（火） 7名 8月23日（金） 5名

④ 実施方法

参加者をグループに分け、テーマに沿ってディスカッションを実施しました。その内容をKJ法（付箋に意見を書き模造紙に添付、整理する方法）を用いて整理しました。

⑤ 当日スケジュール

項目	内容	所要時間	タイムスケジュール
主旨説明	・ワークショップの目的 ・図書館施設の概要説明 ・スケジュールの共有	10分	13:00～13:10
図書館ツアー	・会場となった「ふじみ野ステラ・ウェスト」内の施設をスタッフの案内のもとで見学	30分	13:10～13:40
ワークショップ	・テーマに即してディスカッション ・発表内容を付箋と模造紙で整理	120分	13:40～15:40
発表	・グループごとに話し合った内容を発表	10分	15:40～15:50
終わりの挨拶	・司会者による全体の総括 ・挨拶後に解散	10分	15:50～16:00

⑥ ワークショップのテーマ

【テーマ】図書館の未来を語ろう！利用しやすい図書館って？

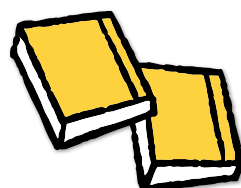
- (1) あなたにとって図書館ってどんな場所ですか？どんな思い出がありますか？
- (2) 今の図書館の良いところ、改善が必要なところ
- (3) 新しい図書館にのぞむこと、図書館でどんなことをしたいか、またそのために必要なものとは

⑦ 結果概要

「(1) 図書館はどんな場所か、どんな思い出があるか」について、思い出や新たな知識との出会いの場であり、遊び場や勉強の場としても利用されていました。具体的には、読書感想文や地域資料の探し物、DVDや音楽CDの貸出などが挙げられていました。また、調べ物や趣味の追求、学校の自由研究にも頻繁に利用され、静かで落ち着く場所として親しまれていました。さらに、リラックスや気分転換の場としても利用され、多くの世代が共に過ごす公共施設であるとされていました。

「(2) 図書館の良いところ」について、種類別に見やすく並べられ、テーマ展示などの工夫がされている点があげられました。また、カフェがあり、飲み物を飲みながら本を読めるリフレッシュスペースも魅力的であるとのことでした。子供向けのキッズルームや自動返却口の椅子など家族連れにも配慮されていることや、施設が清潔で防犯システムも整っており対面以外のサービスも充実していることなども利点として挙げられていました。さらに、蔵書数が多く、幅広い本が学べる環境が整っていることなども意見として出されていました。

「(3) 新しい図書館」については、全体として、利用者の多様なニーズに応える図書館の在り方についての意見が交わされていました。1日目は、多様性や子供向けのスペース、交流の工夫、新たなイベント、ティーン向け図書館や海外資料、自習室、作家との交流イベントの充実などを希望していました。2日目は、アニメ上映会やマンガ、利用者のおすすめ本、ティーンコーナーの充実、多言語書籍のコーナーなどが提案され、特に、文化の尊重が重要視されていました。



3 市における図書館サービスと子供の読書活動についての課題

ふじみ野市における図書館サービスと子供の読書活動の課題について、これまでの取組等に基づき、第3次計画のビジョンごとに整理しました。

(1) 地域の情報拠点を目指す

① 図書館運営

本市の図書館が市民の皆さんと作り上げてきた図書館の継続と発展のため、第三次図書館サービス計画に基づくサービスを実施し、上福岡図書館と大井図書館で一体的な資料選定と提供を行い、市民の生涯学習を支えてきました。

平成27年10月からは上福岡図書館と上福岡西公民館図書室が、令和2年4月からは大井図書館も加えた全館が指定管理者の運営になり、さらなるスキルの向上を目指してきました。

大井図書館は、来館者へのサービスを向上させるため、令和2年4月から開館日を増やし、開館時間を延長しました。またサービスを維持するためにスタッフの司書配置率を60%以上とする運営を行ってきました。令和5年11月にはふじみ野ステラ・ウェストに移転・再オープンし、ICタグを活用した新サービス（※1）である自動貸出機・返却機及び予約本受取コーナーの運用を開始しました。

上福岡図書館は、施設の老朽化に伴う設備等の更新のため、令和5年11月から令和7年1月末まで休館し、大規模改修工事を実施しました。

上福岡図書館・大井図書館では、令和2年4月からは社会教育団体に限らず、広範な市民の学習活動の場を提供するために、会議室・集会室・視聴覚ホール等の一般への有料貸出を開始しました。また、夏休み等の学習室開放事業を引き続き実施しました。なお、大井図書館のステラ・ウェストへの移転後は、複合施設のため文化施設を担当する文化・スポーツ振興課の所管する指定管理者が施設の維持管理を行っています。

図書館が安全で安心して利用できる施設であるために、施設の維持管理を適切に図り利用環境整備に努め、資料の盗難防止対策、警備員巡回による防犯対策などの安全確保をしました。

パソコン相談室など、図書館事業を支えるボランティアが主催する事業について、会場の確保、事業周知などの支援を行いました。

【課題】

アンケート結果では、図書館を利用していない人が一般では50%以上で、サービス拠点に地域差もあるため、市内全域での図書館サービスを実現する必要があります。

（※1）ICチップの埋め込まれたタグを図書館資料に貼付け、資料管理する仕組みを使ったサービス。

② 市民の求める資料と情報の収集と提供

上福岡図書館は、「暮らしに役立つ図書館」を目標に、市民や学校、行政などの課題解決を支援する情報提供に力点を置いています。一方、大井図書館は「地域に根づく身近な図書館」を目標に、地域文庫（※2）やボランティアとの連携による児童サービスの充実を図ってきました。今後もより利用しやすい図書館づくりを目指します。

リクエストサービス（※3）については、窓口や電話の他、インターネットからの申込受付も行い、利用の促進に努めました。

レファレンスサービス（※4）の充実として、事典等参考資料の計画的な購入及びオンラインデータベース（※5）の提供を行いました。また、県立図書館等のレファレンスデータベースを活用するとともに、令和3年度から国立国会図書館が提供している「デジタル化資料送信サービス」（※6）を導入しました。

課題解決型の一般向けサービスとして、法情報パンフレットコーナーの設置、ビジネス支援サービス、医療・健康情報サービスを継続して行い、資料や情報の収集提供を行いました。また、テーマ展示による資料の積極的提供も行い、ブックリスト・パスファインダー（※7）の作成提供も行いました。

非来館型サービスとして、令和5年10月から電子書籍が読める電子図書館サービス（※8）を開始しました。

【課題】

大井図書館の移転、上福岡図書館の大規模改修工事により、開架・閉架の配置冊数の変更があったため、現状に合わせた資料保存分担の見直しを行う必要があります。

また、アンケート結果によると、電子図書館の認知度がかなり低いため、周知を行うとともに、紙媒体の資料と併せて、市民ニーズを把握し、電子書籍の利用促進を行う必要があります。

（※2）地域の図書館ボランティアにより運営されている、子供たちが気軽に利用できる図書館。本の貸出のほか、読み聞かせ、お楽しみ会なども行っている。市内には4つの地域文庫がある。

（※3）図書館で所蔵していない資料の貸出や閲覧の要求に、新規購入や他自治体から借用して対応すること。

（※4）図書館の資料を使って調べものや資料・情報探しの手伝いをするサービス。

（※5）インターネットを利用して、新聞記事や法令情報等のデジタル資料を検索・閲覧できるサービス。

（※6）国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館の館内で利用できるサービス。

（※7）図書館で調べものをするときに役に立つ資料や調べ方の手順をまとめた手引き。

（※8）インターネットでいつでもどこでも電子書籍を借りて読むことができるサービス。

【前回計画の指標】

指標名	平成30年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標値
蔵書点数	582,557点	570,598点	590,000点
貸出冊数	947,942点	690,018点	950,000点

③ 地域（郷土）資料、行政資料の整備充実及びそれを利用した情報発信 ——

本市に関する資料収集と情報発信を積極的に行い、市民生活と行政の課題解決の支援に努めました。

地域（郷土）資料（本市に関する資料）の収集については、市長部局との情報交換、市民やローカルニュースの情報収集を積極的に行い、地域の作家・表現者の発見に努めました。また、公民館・スポーツ団体・学校等の各利用団体・個人に呼びかけ、団体発行資料の収集を行いました。

本市に関連する新聞記事の見出しを図書館のホームページから検索できるようにし、調べものに役立つよう整備しました。

資料館と連携して展示・イベントを行うなど、歴史文化・文化財に関する情報発信を行いました。

市長部局担当課の主催事業に合わせ、人権教育や平和事業、その他各種キャンペーンの図書展示協力を継続して行いました。また、市役所職員に向けて各種ブックリストを作成し、情報を提供しました。

行政資料の紙媒体での提供協力を市長部局に呼びかけ、閲覧提供及び保存を行いました。

【 課題 】

郷土について調査研究をする人に対し、図書館の資料だけでは対応できないこともあるため、専門知識を持つ資料館と連携し、つなぐ役割を果たす必要があります。また、貴重な資料を長期に保存するため、関係部署と調整し、郷土資料、行政資料のデジタルアーカイブ化（※9）の検討が必要です。

（※9）重要文書や文化資源の情報を長期保存することを目的としてデジタル化すること。

④ 情報を得るための通信、アクセス環境の整備・充実と情報サービス ———●

市民の誰もが必要な情報にアクセスできる環境を提供し、情報格差を解消するため、情報支援パソコンの貸出、インターネット閲覧用端末の設置、Wi-Fiの提供及び使い方講習会を行いました。

上福岡図書館では、データベース検索端末の設置やタブレット端末の貸出を引き続き行いました。

図書館システムの整備を行い、小学校図書室とはネットワークを構築し、小学校図書室蔵書と市立図書館資料の一元管理を行いました。

大井図書館はふじみ野ステラ・ウェストへの移転後に、ICタグを活用した新サービスである自動貸出機・返却機及び予約本受取コーナーの運用を開始しました。

令和5年10月から電子図書館サービスを開始しました。

図書館の情報を幅広く発信するために図書館ホームページや各種SNSにより、図書館の紹介や利用案内のほか、おはなし会やテーマ展示、行事開催案内など様々な情報を発信しました。

【課題】

市内にある図書の有効活用のため、小学校同様、中学校図書室とのネットワーク構築、蔵書の一元管理等の整備が必要です。

オンラインデータベースの活用促進のため、周知や講習会の開催、提供するデータベースの内容の見直しが必要です。



(2) 市民の学びを支える図書館を目指す

① 市内小・中・高校、大学、他図書館、他施設等とのネットワークづくり

「子ども読書の日」(※10)を中心とした取組を図書館や学校で推進しました。

年度当初の校長会で『図書館利用案内ー小学校・中学校の先生方へ』を毎年配布して、学校からの図書館見学、団体貸出等の促進を図りました。

小学校図書館に学校図書館支援員(※11)を配置し、図書館システムパソコンを導入、図書館とのネットワークを構築することで、図書館と小学校図書館の蔵書が一元管理できるようになりました。

中学校図書館に、市立図書館の蔵書検索用端末を設置しました。

ティーンエイジコーナーでは、学習支援と将来に向けての進路・進学・職業案内等の資料を充実させました。また、中学生・高校生の居場所づくりとして学習室を開放しました。

市内中学校の図書委員と連携し、中学生が作成したおすすめ本POP(※12)の展示を行いました。

市内小中学校、高校、大学等からの依頼に応じ、学生や教諭等の職場体験・実習を受け入れ、職場体験活動を支援しました。

文京学院大学図書館との連携を継続し、相互の利用を図りました。

10か月児相談時に絵本をプレゼントするブックスタート事業(※13)を行い、保健センターとの調整に努めるとともに、家庭での読書活動を推進しました。

富士見市・三芳町・川越市の広域利用を継続し、各図書館の利用案内を館内で配布しました。

【課題】

市民が身近な場所で本を借りることができるように、学校図書館と市立図書館のネットワークを構築し、図書資料の有効活用、資料援助について検討する必要があります。

学級文庫や調べ学習、学校図書館などで市立図書館の資料を活用してもらうため、学校との連携を行う必要があります。また、小学校図書館と同様に、中学校図書館への支援員の配置、蔵書のデータ化とネットワーク連携を行う必要があります。

全国調査において、小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度の34.4%から令和3年度には38.5%まで上昇しています。特に、不読率が高い状態が続いている高校生においては、探究的な学習活動等での図書館等の活用促進が必要です。

高校図書館との連携について、現在はティーン向け広報紙の配布のみのため、今後は図書委員の生徒と交流を持ち、図書館のティーンエイジコーナーの充実のための展示や選書などに取り組む必要があります。

(※10) 家庭、地域、学校などでの読書活動を進めるため、毎年4月23日は「子ども読書の日」と定められている。

(※11) ふじみ野市立図書館の小学校図書館担当スタッフ。児童への読書活動に関する知識、意識を高く持ち、学校図書館の図書の整理や環境づくりをしている。

(※12) おすすめしたい本を紹介するためのメッセージカード。

(※13) 赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるなど、読書活動のスタートを支援する事業。絵本のプレゼントのほか、読み聞かせやリストの提供などを行っている。

② 市民の学習活動の成果を発揮できる場の提供

市民が学んだ成果を発揮する場を提供することにより、一人一人の学びの成果が多くの市民にフィードバックされ、互いに高めあうことができるように努めました。

おはなし会に協力する読み聞かせボランティア、語りのボランティア、対面朗読や録音図書作成に協力する音訳者などを育成し、大井図書館の事業及び運営を支援する図書館友の会などのボランティアとともに事業を進めることで、学習活動の成果を発揮できる場を提供しました。ボランティアが活躍できる場として、図書館まつり・ぶんこのつどい・おはなし会・えいが会・語りによるおはなし会・工作教室・大人のためのおはなし会（語りによる昔話）・朗読会などの事業を協働で行いました。

サークルの展示や写真展など、市民の発表の場として、展示スペースの有効活用を促進しました。

市民の自主的な学びである読書会活動を支援し、団体から依頼された資料を提供し、会場の手配を行いました。

平成29年度に開始した「図書館を使った調べる学習コンクール」と、関連事業である「調べる学習講座」を引き続き開催し、子供から大人まで幅広い世代の人たちが図書館資料を利用して行った調査・研究活動の発表の場として図書館が機能するように努めました。

【 課題 】

ボランティアがやりがいを感じて継続的に活動できるよう、意見交換会やスキルアップ等の研修会の開催が必要です。

図書館事業を支えるボランティア活動の持続的な活動を担保するため、新たなボランティア人材の発掘と育成が課題です。

【 前回計画の指標 】

指標名	平成 30 年度 実績	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 目標値
調べる学習コンクールの参加人数	354 人	612 人	400 人

③ 誰でも必要な情報を得るための支援

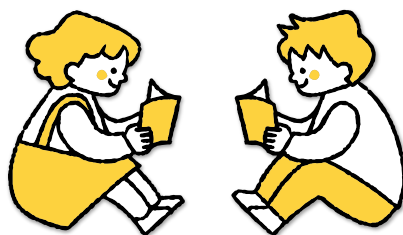
図書館利用に障がいのある人もない人も、誰でも仕事や生活に必要な情報を得られるように、また、日本語を母語としない人への利用支援に努めました。

バリアフリー資料として、大活字本、録音図書、LLブック（※14）、DAISY（デイジー）、マルチメディアDAISY（※15）などを収集し提供しました。また、これらの資料について理解を深めてもらうため、「りんごの棚」（※16）を設置し、コーナーの充実を図りました。

視覚に障がいがある人などへのサービスとして、対面朗読や録音図書作成を行いました。また、宅配サービスとして郵送貸出、宅配貸出を行いました。

日本語を母語としない人が必要としている外国語資料を収集し、提供しました。

市民向けイベントである「英語のおはなし会」を実施しました。



【 課題 】

国立国会図書館における「視覚障害者等を対象にした読書及び情報行動に関するアンケート調査」で回答者の読書ニーズは、一般の調査結果と比べて高く、比較的読書ニーズの高い層に対するサービスをどのように提供していくか、読書推進の観点からも検討していくべき課題であるとされています。

視覚に障がいがある人などへのサービスとして、対面朗読や録音図書作成を行っていますが、利用が少ないため、当事者や支援者への周知等を行う必要があります。

宅配サービスとして、郵送貸出、宅配貸出のほか、高齢者施設等への団体貸出を検討する必要があります。

対面朗読、録音図書作成のために、音訳ボランティア養成講座を計画的に行い、録音図書製作機器を整備する必要があります。

視覚に障がいがある人へのサービスとして、サピエ図書館（※17）への加入を検討する必要があります。

市内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、就労支援事業所などに働きかけ、図書館のサービスを知ってもらうよう周知する必要があります。

マルチメディアDAISYが広く利用されるように対象者やニーズの把握が必要です。

日本語を母語としない人が求めている、英語以外の外国語資料を充実させる必要があります。

「英語のおはなし会」だけではなく、様々な国の物語や文化を知るための「多言語おはなし会」を行う必要があります。

利用案内の作成や図書館ホームページの公開にあたっては、音声読み上げや外国語への対応に配慮し、分かりやすい情報の発信を行うことが必要です。

（※14）ふりがなや絵文字、絵や写真などを多く使うことで、誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」。

（※15）DAISYとは、Digital Accessible Information Systemの略。活字による読書が困難な人のためのデジタル録音図書。マルチメディアDAISYは、文字や音声、画像を同時に再生することができる。

（※16）点字絵本などバリアフリー資料や障がいを理解するための本を集めたコーナー。スウェーデンの公共図書館で子供はみな本を必要としており、読書の喜びを体験する権利があるという考えのもと始まった。言語障がいのある子供のためにつくられた、りんごのおもちゃが由来。

（※17）視覚障がいのある人や活字による読書が困難な人に、展示図書や録音図書のデータを提供するネットワークシステム。

(3) 市民とともに歩む図書館を目指す

① 市民の声を反映する図書館運営

利用者満足度アンケート（年1回）を実施しました。

小中学校校長・学識経験者・市民ボランティアなどで構成される図書館協議会に諮りながら図書館運営を進めました。

【課題】

日々の業務や様々な機会を通じた市民の声、ボランティアの育成と活動を通して得られた市民・利用者からの情報を活かしてサービスの点検や計画づくりを行う必要があります。

図書館利用に障がいのある利用者や、それを支えるボランティア活動を行っている方と連絡を取り合い、情報交換を図る必要があります。

様々な機会と媒体（図書館ホームページやSNS等）を利用した広報を行う必要があります。

② 市民の要望に的確にこたえるための図書館職員の資質の向上

児童サービス、障がい者サービス、レファレンスサービス等に実践的に対応できるように、国や県等の研修に図書館スタッフが参加し、司書としての資質の向上を図りました。

図書館内部の研修会を行い、全体的なレベルアップを図りました。

【課題】

図書館の主要業務のひとつであるレファレンス力（窓口で利用者の要望・希望をくみ取る力）を向上する必要があります。

③ 未来を担う子供たちの読書環境の充実

「第三次ふじみ野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子供たちの読書環境の充実に努めました。

家庭における読書活動を推進するために、ブックスタート事業、読み聞かせ促進のための講座、赤ちゃん向け絵本の貸出と読書案内を行うとともに、家読（うちどく）（※18）の普及に努めました。

子供たちの読書意欲を高めるため、読書手帳の配布を行いました。

地域における推進として、司書がボランティアと協力し、保育所（園）や幼稚園、学校、子育て支援センター等の施設に出向き、おはなし会やブックトーク、読み聞かせ講座などを行いました。また、図書館においても展示やイベント、おはなし会を開催したほか、子育て支援として、図書館育児アドバイザー（※19）による育児相談を実施しました。

移動図書館（※20）の実施について、小学校6校にのみ巡回していましたが、令和5年

12月より新移動図書館車を導入し、全13校への巡回を開始しました。

地域文庫では図書の貸出の他、絵本の読み聞かせや紙芝居、折り紙やお楽しみ会など地域の交流の場としての役割を果たすため、図書館が支援をしました。

学校等における推進として、図書館は学級文庫や調べ学習で団体貸出を活用できるよう、司書教諭や図書主任との連絡会議の開催に努め、学校での読書活動の援助をします。また、図書館を使った調べる学習コンクールを実施し、学びを支援しました。

小学校に入学した児童が図書館を利用できるよう、利用登録の促進に努めました。

ティーンエイジに身近なSNSを活用し、図書館の情報発信をしました。

「子ども司書」の育成などを行う「子ども司書制度」(※21)に積極的に取り組みました。

優良な図書の普及のため、図書館で独自の推薦図書リストを作成・配布し、図書の購入整備に努めました。

【課題】

地域文庫については、子供の利用が減少傾向にあります。一方で、保護者が子育ての悩みを話したり、子供の居場所としての役割も果たしています。本を媒介として多世代が交流する地域の居場所としての可能性を包含しており、地域の高齢者の居場所としても活用することが考えられるため、図書館全域サービスの拠点として運営できるよう検討する必要があります。

「子ども司書」について、単発の講座で終わらせるのではなく、子供たちが学校や図書館の読書リーダーとして活躍できるように導く必要があります。

図書館利用に障がいのある子供や保護者が安心して図書館を利用できるよう、バリアフリーサービスを進める必要があります。

(※18) 家族で読書の楽しさを共有すること。家庭で読み聞かせをしたり同じ本を読んだり、読んだ感想を話し合ったりして本を通して家族とふれあうこと。

(※19) 図書館で子育て相談や育児に関する本・絵本の案内などを行い、子育てサポートをする保育士や幼稚園教諭の資格を持つスタッフのこと。

(※20) 本を積んだ車で小学校に巡回し、本の貸出サービスを行うもの。

(※21) 日本十進分類法や司書についてのノウハウを習得し、子供たちが学校や図書館の読書リーダーとして活躍できるよう育成すること。

【前回計画の指標】

指標名	平成30年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標値
本を読むことが好き、 どちらかといえば好き と答えた中学生の割合	82.7%	75.4%	90.0%



本計画の基本的な考え方

1 ミッションと4つのビジョン

本計画では、図書館を市民の生活の一部として活用していただくことを第一に考え、第三次図書館サービス計画のミッションを引き継ぎ、「市民の暮らしが豊かになるよう、『知りたい、学びたい、楽しみたい』を支えます」をミッションとします。

【 ミッション 】

市民の暮らしが豊かになるよう、
「知りたい、学びたい、楽しみたい」を支えます

【 4つのビジョン 】

1 地域の情報拠点を目指します

図書館は地域の情報センターです。市民の知りたい情報や知識の提供を行う施設として機能する必要があります。また、図書館サービスに関する情報の発信を積極的に行い、市民に身近な図書館を目指します。

2 市民の学びを支える図書館を目指します

生涯学習の拠点施設として、市民の学習活動の支援や地域の教育機関・施設等と連携し、市民の学びを支えます。情報化社会に対応した情報支援を行います。

3 市民とともに歩み、市民の交流拠点となる図書館を目指します

図書館を育てるのは、市民の力であり、図書館は市民の様々なニーズをもとに発展していきます。図書や読書を通して市民の交流が生まれる図書館を目指します。

4 子供たちの読書活動を支える図書館を目指します

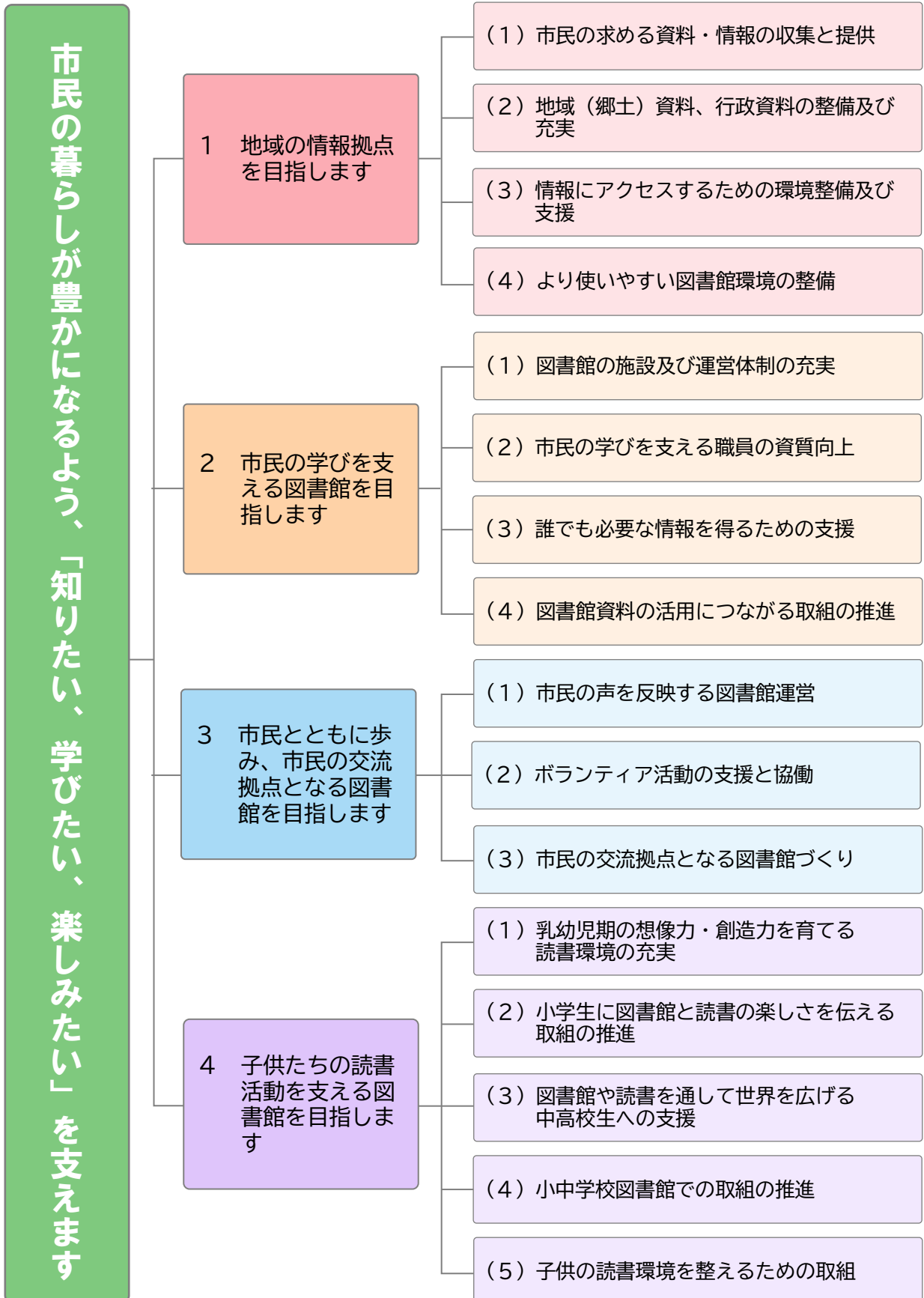
図書館は子供たち一人一人の発達段階に応じた様々な読書活動ができるように子供たちの読書環境を充実させます。

2 ミッション・ビジョン・プラン体系図

[ミッション]

[ビジョン]

[プラン]





具体的な取組

ビジョン 1 地域の情報拠点を目指します

(1) 市民の求める資料・情報の収集と提供

上福岡図書館は、「暮らしに役立つ図書館」として、市民や学校、行政などの課題解決を支援する情報提供に力点を置いています。一方、大井図書館は「地域に根付く身近な図書館」を目標に、地域文庫やボランティアとの連携による児童サービスの充実を図ってきました。今後もより利用しやすい図書館づくりを目指します。

① 資料の充実

【取組】

事業名	内容	担当課
利用者ニーズの把握	・利用者アンケート調査の結果、投書箱へのご意見等の他、障がい者サービスへの意見把握も行います。	社会教育課
利用者層に合わせた蔵書構成	・リクエスト受付内容やアンケート結果を踏まえ、蔵書構成の見直しを行います。 ・各館で収集を分担し、専門書や参考資料についても効率的な資料購入を行います。 ・視聴覚資料の充実を図ります。	社会教育課
オンラインデータベースの活用促進	・利用者のニーズに合った、またレファレンスサービスに活用できるオンラインデータベースの充実を図り、周知や講座を開催し利用促進に努めます。	社会教育課
リクエストサービスの充実	・webからの申し込み受付を含め、利用の促進に努めます。 ・県内他図書館から相互貸借により借り受けできることなどの周知を行います。	社会教育課

② テーマ展示・特設コーナーの充実

【取組】

事業名	内容	担当課
市役所各部署と連携したテーマ展示の開催	・市役所各部署の主催事業やその他各種キャンペーン等と連携し、関連本や掲示物の展示を行い広く周知します。	社会教育課 関連各課
市民ニーズに対応した特設コーナーの充実	・課題解決型の一般向けサービスとして、ビジネス支援、医療・健康情報、法情報などの資料や情報の収集提供を行い、各コーナーの充実を図ります。 ・テーマ展示による資料の積極的提供を行うとともに、ブックリストやパスファインダーの作成、配布を行います。	社会教育課 関連各課
人権や平和をテーマにした展示の開催	・市役所関連部署と連携し、「人権教育」「平和教育」関連本の展示を行います。	社会教育課 市民総合相談室 協働推進課

成果目標

指標	項目	令和5年度実績	令和12年度目標値	担当課
蔵書点数	・蔵書点数 (うち児童書数)	570,598 冊 146,716 冊	590,000 冊 150,000 冊	社会教育課
市民一人あたりの貸出冊数	・市民一人あたりの貸出冊数 ・子供一人あたりの貸出冊数	6.03 冊 25.1 冊	8.3 冊 30 冊	社会教育課

※子供は12才以下を指す。子供一人あたりの貸出冊数は児童書のみで算出。

※参考（埼玉県図書協会 令和6年度埼玉の公立図書館）

自治体名	人口	蔵書点数	市民一人あたりの貸出冊数
深谷市	141,314 人 (令和6年3月1日)	408,237 冊	1.76 冊
富士見市	113,197 人 (令和6年2月29日)	434,892 冊	3.67 冊

(2) 地域（郷土）資料、行政資料の整備及び充実

本市に関する資料収集と情報発信を積極的に行い、郷土学習を支えるとともに、市民生活と行政の課題解決を支援します。

① 地域資料の収集とレファレンスの充実

【 取組 】

事業名	内容	担当課
地域資料の収集と情報発信	・ふじみ野市に関する資料を収集・保存し、提供できるように整備するとともに、ホームページ等で情報発信を行います。	社会教育課
ふじみ野市に関する新聞記事の目録データ化の推進と公開	・図書館ホームページからふじみ野市に関連する新聞記事見出しを検索できるよう、目録データを整備します。	社会教育課
資料館との連携	・郷土についての調査研究を行う人に対し、専門知識を持つ資料館と連携してレファレンスを行います。 ・資料館と連携した展示・イベント等を行います。 ・郷土資料のデジタルアーカイブ化の検討を行います。	社会教育課 資料館

② 行政資料の収集と情報提供の推進

【 取組 】

事業名	内容	担当課
行政資料の収集・保存と公開	・行政資料の紙媒体での提供協力を市役所各部署に呼びかけ、収集、保存及び整備をします。	社会教育課
行政情報の提供	・利用者の求める行政情報の提供を行います。	社会教育課

成果目標

指標	項目	令和5年度実績	令和12年度目標値	担当課
地域資料冊数	・地域資料所蔵冊数	23,486 冊	23,890 冊	社会教育課

(3) 情報にアクセスするための環境整備及び支援

市民の誰もが必要な情報にアクセスできる環境を提供し、情報格差を解消します。また、図書館が所有する資料をはじめとした様々な情報の中から、利用者が求める情報を得られるようにするためのサービスを提供します。

① オンライン環境の整備

【 取組 】

事業名	内容	担当課
館内での無線 LAN (Wi-Fi) の提供	・公衆無線 LAN (Wi-Fi) を整備し、サービスの提供を行います。	社会教育課
パソコン端末の館内貸出	・情報支援用パソコンの貸出し、インターネット閲覧専用端末の設置を行います。 ・オンラインデータベース、国会図書館デジタルコレクションの提供を行います。	社会教育課

② デジタル格差解消の推進

【 取組 】

事業名	内容	担当課
デジタル格差解消のための講座の開催	・初心者向けのパソコン講習会や本の調べ方講座、データベース、電子書籍の利用方法の講座を開催します。	社会教育課

③ 非来館型サービスの展開

【 取組 】

事業名	内容	担当課
電子図書館の充実	・紙媒体の本と合わせて、利用者ニーズを把握し、電子書籍の充実を図ります。	社会教育課
移動図書館車を活用した出張サービスの実施	・小学校への巡回以外にも、高齢者施設等に出向いて貸出や読み聞かせ等出張サービスを行えるよう検討します。	社会教育課
団体貸出の推進	・市内の団体に対し、団体貸出を行います。	社会教育課
学校図書館の地域開放の推進	・学校図書館で近隣の方が読書をしたり、予約本の受け取りや本の返却が行ったりできるよう、関係各所と調整していきます。	社会教育課 学校教育課

成果目標

指標	項目	令和5年度実績	令和12年度目標値	担当課
電子図書館	・タイトル数 ・貸出冊数 ・認知度	11,657 点 2,203 点 12.0%	12,000 点 5,400 点 35.0%	社会教育課
デジタル格差解消のための講座	・講座開催回数 ・参加人数	0 回 0 人	4 回 60 人	社会教育課
学校図書館の地域開放	・地域開放学校数	0 校	18 校	社会教育課 学校教育課

※電子図書館は令和5年10月から開始



(4) より使いやすい図書館環境の整備

IC タグや自動機導入による利便性向上と、くつろぎスペースや学習スペースの設置による快適な滞在環境の整備を進めます。

また、予約棚の拡大や利用時間の延長も図り、多様なニーズに対応した図書館を目指します。

① ICT 化の推進

【 取組 】

事業名	内容	担当課
IC タグを用いた資料管理の推進	・ IC チップの埋め込まれたタグを図書館資料に貼付け、資料管理する仕組みを使い、本の盗難防止や蔵書点検作業の軽減を図ります。	社会教育課
自動貸出機・自動返却機の導入	・ IC タグを活用し、自身で貸出や返却ができる「自動貸出機」「自動返却機」を導入・提供します。	社会教育課
予約本受取コーナーの設置及び利用時間の拡大	・ 事前に予約した本などを、自身で受け取りができる「予約受取コーナー」を設置し、図書館の閉館後も、施設が開館している場合は利用できるよう整備します。	社会教育課

② 滞在できる環境の整備

【 取組 】

事業名	内容	担当課
くつろぎながら読書できるスペースの設置	・ 閲覧専用席を設け、館内で自由に読書を楽しめるスペースを設置します。	社会教育課
学習スペースの設置	・ 閲覧専用席とは別に、持ち込み勉強もできる学習スペースを設置します。	社会教育課
授乳室の整備	・ 乳幼児連れでも安心して利用してもらえるよう、授乳室を整備します。	社会教育課

成果目標

指標	項目	令和5年度 実績	令和12年度 目標値	担当課
学習スペース の利用率	・学習スペースの利用率	—	100%	社会教育課

※令和7年2月から上福岡図書館に学習スペースを設置



ビジョン 2 市民の学びを支える図書館を目指します

(1) 図書館の施設及び運営体制の充実

図書館が安心安全な施設であるために、施設の維持管理を適切に図り利用環境整備に努め、防犯対策などの安全確保をします。

また、令和2年4月から上福岡図書館と上福岡西公民館図書室に加え、大井図書館も指定管理者の運営になりました。モニタリングにより指定管理者を監督・指導し、さらにスキルの向上を目指します。

① 適正な施設管理及び運営の実施

【 取組 】

事業名	内容	担当課
安全で安心できる図書館施設の整備及び管理の実施	・施設管理について、法律に基づいた定期点検等を実施します。また、安全な施設を保持するため、適宜修繕等を行います。	社会教育課 文化・スポーツ振興課
指定管理者モニタリングの実施	・図書館の適切な管理運営のために、定期的にモニタリング会議を開催し、図書館の適切な管理運営を進めます。 (現指定管理期間：令和5年度から令和9年度)	社会教育課

成果目標

指標	項目	令和5年度実績	令和12年度目標値	担当課
モニタリング会議	・会議開催回数	月1回	月1回	社会教育課

(2) 市民の学びを支える職員の資質向上

市民の学びを支えるため、内部研修や国や県等の研修に計画的に図書館スタッフが参加し、司書としての資質の向上を図ります。

① 計画的な職員研修の実施

【 取組 】

事業名	内容	担当課
図書館に関する知識のアップデートのための研修会の開催	・全体のレベルアップの研修や各サービス(児童、バリアフリー、レファレンス等)毎の内部研修会を開催します。 ・国や県、関係機関等が主催する研修会に計画的に図書館スタッフを派遣します。	社会教育課
行政課題の把握のための研修会の開催	・出前講座などを活用し、図書館スタッフを対象に行政課題を学ぶ研修会を開催します。	社会教育課

② レファレンスサービスの充実

【 取組 】

事業名	内容	担当課
レファレンス・マニュアルの整備	・サービスの質を保持するために、マニュアルを整備します。	社会教育課
レファレンス力向上のための職員研修の実施	・国や県、関係機関の実施するスキルアップ研修へのスタッフの派遣を行います。	社会教育課
レファレンス事例の蓄積及び活用の推進	・レファレンス業務マニュアルの整備を行います。 ・過去のレファレンス事例を検索できるようデータ化し、窓口でのレファレンスに活用します。 ・国や県のレファレンスデータベースを活用し、レファレンスサービスの充実を図ります。	社会教育課

成果目標

指標	項目	令和5年度実績	令和12年度目標値	担当課
研修会への参加回数及び人数(児童、バリアフリー、レファレンス)	・参加回数 ・参加人数	22回 22人	40回 40人	社会教育課

※回数及び人数は、児童、バリアフリー、レファレンス研修の合計数

(3) 誰でも必要な情報を得るための支援

図書館利用に障がいのある人もない人も、誰でも仕事や生活に必要な情報を得られるよう支援します。また、日本語を母語としない人の利用支援を行います。

① バリアフリーサービスの充実

【取組】

事業名	内容	担当課
対面朗読や録音図書の充実	・視覚障がい者へのサービスとして要望に応じて対面朗読を行います。（オンライン含む） ・DAISYなどの録音図書の作成を行います。	社会教育課
宅配サービスの推進	・身体障がいなどの理由により図書館への来館が困難な市内在住者へ、郵送もしくは宅配で図書や雑誌を届けます。（要登録）	社会教育課
バリアフリー資料の充実	・視覚障がいや学習障がいで読むことが難しい人たちに向けて、バリアフリー資料としてさわる絵本や、布絵本、大型活字本、LLブック、マルチメディア DAISY（デイジー）などを収集し、提供します。 ・バリアフリー資料についての理解を深めてもらうため「りんごの棚」コーナーの充実を図ります。	社会教育課

② 日本語を母語としない人への支援の充実

【取組】

事業名	内容	担当課
「多言語おはなし会」の開催	・在住外国人や市民向けに開催している「英語のおはなし会」等の「多言語おはなし会」を実施します。	社会教育課
にほんご教室等との連携	・市内で開室されているにほんご教室と連携し、図書館の利用方法の紹介や出張おはなし会、図書館見学会などを開催します。	社会教育課 協働推進課
日本語以外の言語の図書の収集と提供	・在住外国人が日本での生活に必要な情報にアクセスできるよう様々な言語の図書等を収集し、提供します。 ・母語での世代間のコミュニケーションや文化の継承のため、様々な言語の図書等を収集し、提供します。	社会教育課

③ ニーズの把握とサービスの周知

【 取組 】

事業名	内容	担当課
利用案内、ホームページにおける配慮	・ 文字だけでなく写真やイラストを活用するなど、分かりやすい説明に努めます。 ・ 音声読み上げや外国語への対応に配慮します。	社会教育課
関連課等との連携による情報収集と発信	・ 関連課やにほんご教室、外国人支援団体等と連携し、図書館利用に困難がある人のニーズを把握します。また、各課や団体の窓口、イベント等で利用案内を配布する等、情報発信を行います。	社会教育課 協働推進課 障がい福祉課 高齢福祉課

成果目標

指標	項目	令和5年度実績	令和12年度目標値	担当課
対面朗読の回数	・ 対面朗読の回数（オンライン含む）	0回	2回	社会教育課
「多言語おはなし会」	・ 「多言語おはなし会」の回数及び言語の数	3回 1言語	5回 3言語	社会教育課

(4) 図書館資料の活用につながる取組の推進

図書館資料の活用方法の周知や他館とのネットワークの充実により、図書館資料の活用を促進します。図書館資料を使ったりレファレンスサービスを活用することで利用者が自ら課題解決できるような取組を進めます。

① 図書館を使った調べる学習コンクールの推進

【取組】

事業名	内容	担当課
図書館を使った調べる学習講座の開催	・図書館の資料等を使った調べ方を学べる学習講座を開催します。 ・講座の中で、図書館を使った調べる学習コンクールを周知します。	社会教育課
図書館を使った調べる学習コンクールへの参加推進	・小中学校を通した周知や学習講座の開催により、コンクールへの参加を推進します。 ・入賞作品の展示や発表会などを行い、コンクールへの参加を推進します。	社会教育課

② 様々な市民ニーズに応えるサービスの実施

【取組】

事業名	内容	担当課
課題解決型サービス	・図書館の資料（図書・雑誌・新聞等）やデータベース等による情報提供を行い、利用者が自ら課題を解決できるよう支援を行います。	社会教育課 関連各課
課題解決のための講座等の開催	・医療・健康やビジネス支援等、市民ニーズの高い課題をテーマに関連各課と協力しながら展示や講座等を開催し、図書館の活用方法も紹介します。	社会教育課

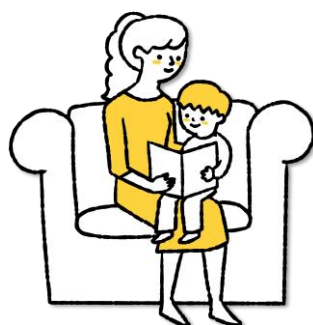
③ 市内小中学校、高校、大学、他図書館とのネットワークづくり

【取組】

事業名	内容	担当課
市立図書館と小中学校のシステム連携の実施	・市立図書館システムと小中学校のシステム連携を行い、図書資料の活用を進めます。	社会教育課
文京学院大学図書館との相互利用の推進	・文京学院大学図書館との連携を継続し、図書資料の相互利用を推進します。	社会教育課
広域利用の周知促進	・富士見市・三芳町・川越市の広域利用を継続し、各図書館の利用案内を配布する等の周知を行い、利用を促進します。	社会教育課

成果目標

指標	項目	令和5年度 実績	令和12年度 目標値	担当課
図書館を使った調べる学習 コンクール参加人数	・コンクールの参加人数	612 人	650 人	社会教育課
課題解決のための講座等の 開催回数及び参加者数	・課題解決のための講座 等の開催回数及び参加 者数	3回 67 人	6回 130 人	社会教育課



ビジョン 3 市民とともに歩み、市民の交流拠点となる図書館を目指します

(1) 市民の声を反映する図書館運営

日々の業務の中で、また様々な機会を通じて市民の声を聴き、サービスの点検や計画づくりに活かします。

① 利用者の意見収集の実施

【取組】

事業名	内容	担当課
利用者アンケート、利用者懇談会の実施	・利用者アンケートや利用者懇談会を開催し、意見収集を行い、サービスの点検や計画作りに活かします。	社会教育課
投書箱の設置と回答の公開	・投書箱を設置し、利用者からの意見を随時受け付けます。回答を公開し、より良いサービスにつなげます。	社会教育課
モニタリング会議での利用者意見の検討	・月1回の指定管理者モニタリング会議で、利用者意見を共有し、サービスの向上に繋がります。	社会教育課

② 図書館協議会の開催

【取組】

事業名	内容	担当課
図書館事業計画の説明及び意見収集	・年間の事業計画について図書館協議会に諮りながら事業を進めます。	社会教育課
図書館サービス計画進捗状況の検証	・図書館サービス計画の進捗状況について、成果目標の達成度や課題などを整理し、図書館協議会で検証を行います。	社会教育課

成果目標

指標	項目	令和5年度実績	令和12年度目標値	担当課
利用者アンケートの満足度	・満足度	82.0%	85.0%	社会教育課
図書館を利用したことがある人の割合	・上福岡図書館、大井図書館、上福岡西公民館図書室のいずれかを利用したことがある人の割合	48.0%	65.0%	社会教育課

※利用者アンケートの満足度は令和4年度実績

※図書館を利用したことがある人の割合は令和6年度実施のアンケート結果による

(2) ボランティア活動の支援と協働

市民が図書館運営に参加する一つの形態としてボランティア活動の支援と協働を進めます。地域文庫やボランティアとの連携による図書館サービスの充実を図ります。

① ボランティアの育成と支援

【 取組 】

事業名	内容	担当課
養成講座の開催	・読み聞かせ、語り、対面朗読や録音図書作成のボランティアなどを育成する養成講座を実施します。	社会教育課
スキルアップのための研修会の開催	・現在、おはなし会などで活躍しているボランティアのスキルアップのための研修会を開催します。	社会教育課
ボランティア懇談会の開催	・ボランティア同士の横のつながりをつくり、活動の中での課題などを図書館職員と話し合うためのボランティア懇談会を開催します。	社会教育課

② ボランティアとの協働による事業展開

【 取組 】

事業名	内容	担当課
おはなし会、えいが会等の開催	・ボランティアと協力しながらおはなし会やえいが会等を開催します。	社会教育課
図書館まつりの開催	・図書館をより身近に感じていただく機会としてまた、ボランティアの日頃の活動成果の発表の場として図書館まつりを開催します。	社会教育課

③ 地域文庫の運営支援

【 取組 】

事業名	内容	担当課
地域文庫の図書資料の充実	・身近な図書サービスの拠点として、地域の特性を考慮しながら図書資料を充実します。	社会教育課
地域の交流拠点としての機能の充実	・図書の貸出の他、絵本の読み聞かせや紙芝居、折り紙やお楽しみ会など、子供から高齢者まで地域の様々な方の交流の場としての機能を充実します。	社会教育課
「ぶんこのつどい」の開催	・年に1回、地域文庫の活動紹介、実践交流の場として「ぶんこのつどい」を開催します。	社会教育課

成果目標

指標	項目	令和5年度 実績	令和12年度 目標値	担当課
ボランティア 養成講座開催 回数及び参加 者数	・音訳者養成講座開催回 数及び参加者数	1回 12人	10回 150人	社会教育課
ボランティア 活動者数	・読み聞かせや図書館友 の会など、ボランティ アに登録している人の 数	94人	100人	社会教育課



(3) 市民の交流拠点となる図書館づくり

図書館が、単に書籍を貸し出す場所にとどまらず、地域社会において多様な人々が集い、交流できる場となるよう、交流機会を創出します。

① サークル等の学習活動の支援

【 取組 】

事業名	内容	担当課
集会室等の貸出	・上福岡図書館の集会室をサークル活動等に貸し出し、学習活動を支援します。 ・サークルの作品展示や写真展など、市民の発表の場として上福岡図書館の展示スペースを貸し出します。	社会教育課
サークル情報の提供	・図書館で活動しているサークルの情報を館内に掲示するなど、サークル情報を提供し、活動の周知や会員募集など学習活動の支援を行います。	社会教育課

② 読書や本を通じた交流機会の創出

【 取組 】

事業名	内容	担当課
読書会活動の支援	・市民の自主的な学びと交流の場である読書会活動を支援します。団体から依頼された図書資料の提供などを行います。	社会教育課
利用者が参加できる本棚づくり	・利用者個人のおすすめ本の展示や POP 作成などにより図書資料を通じた交流ができる本棚づくりを進めます。	社会教育課

③ 団体や市内事業者と連携した交流機会の創出

【 取組 】

事業名	内容	担当課
市内事業者と連携したオープンスペース等でのイベントの開催	・人が大勢集まる商業施設等でのおはなし会等のイベントを開催します。 ・様々な分野の活動団体、NPO 等との連携による図書館のオープンスペース等でのイベントを開催し、交流機会を創出します。	社会教育課
市内活動団体と連携した「本・物語＋X」事業の開催	・地域活動団体等と連携し、「本・物語」と音楽や絵画、異文化体験、食など様々な分野と連携した事業を開催し交流機会を創出します。	社会教育課

成果目標

指標	項目	令和5年度 実績	令和12年度 目標値	担当課
市内事業者と 連携したイベ ント開催回数	・市内事業者や団体等と 連携したイベント開催 回数（イオンタウンふ じみ野、ステラ・ウェス ト、町内会等）	7回	50回	社会教育課
利用者が参加 できる本棚づ くり	・実施回数	—	2回	社会教育課



ビジョン 4 子供たちの読書活動を支える図書館を目指します

(1) 乳幼児期の想像力・創造力を育てる読書環境の充実

子供が読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から本に接する環境を整え、発達段階に応じて子供が本に興味を持てるような機会の提供と充実を図る必要があります。

読書に親しむために、年齢に応じたおはなし会の開催や、保護者等への手遊び指導を交えた読書講座等を開催するなどの支援活動を進めるとともに、家読の普及にも努めていきます。また、子育て支援を行う関連課との連携を図り、各種子育て支援事業の充実に努めます。

① 本と出会う機会の創出

【取組】

事業名	内容	担当課
赤ちゃん向け絵本の貸出と読書案内	・赤ちゃん向け絵本コーナーの充実を図ります。 ・読み聞かせに向く絵本のリストを作成し、配布します。	社会教育課
ブックスタート事業	・保健センターで行っている10か月児相談の際に、子供の年齢に合った絵本の紹介と読み聞かせ、絵本のプレゼントを行います。	社会教育課 保健センター
様々な場所での親子向けおはなし会の開催	・絵本を通した親子のふれあいの充実を図るため、年齢に応じた読み聞かせや、語りのおはなし会を開催します。	社会教育課 保育課

② 乳幼児期の読書環境を支える大人への支援

【取組】

事業名	内容	担当課
読み聞かせ講座の開催	・保護者が行う絵本の読み聞かせの機会を充実し、積極的に取り組んで行けるよう、保護者向けの読み聞かせやわらべ歌、手遊び等の講座を実施します。	社会教育課 子育て支援課
子育て支援サービス（図書館育児アドバイザー）の充実	・図書館利用者に子育て相談や絵本の案内などを行う図書館育児アドバイザーを配置します。 ・図書館育児アドバイザーが、赤ちゃんタイム、イベント時の託児サービス等の子育てサポートを実施します。	社会教育課

③ 子育て支援関連施設との連携

【 取組 】

事業名	内容	担当課
各種子育て支援事業との連携の充実	・子供の読書活動に関わる事業などに、資料や情報の提供等の支援を行います。 ・子育て支援事業と連携した読書活動の啓発や各種事業を行います。	社会教育課 子育て支援課 保育課
司書の派遣	・子育て関連施設へ図書館司書や図書館ボランティアを講師として派遣します。	社会教育課 子育て支援課 保育課 保健センター

成果目標

指標	項目	令和5年度実績	令和12年度目標値	担当課
おはなし会の参加者数	・図書館、他施設でのおはなし会の参加者数	図書館：5,827人 子育て支援センター：507人 児童センター：2,895人	図書館：6,500人 子育て支援センター：700人 児童センター：3,000人	社会教育課 子育て支援課
読み聞かせ講座の実施回数	・図書館での読み聞かせ講座の回数・参加者数	1回 10人	6回 70人	社会教育課

(2) 小学生に図書館と読書の楽しさを伝える取組の推進

子供たちの身近なところに、いつでも、好きなときに読書を楽しむことのできる場所で本にふれる様々な機会が得られるよう、学校図書館など読書環境の整備と読書の良さを理解させる人材の配置を促進します。

① 物語の楽しさを伝える取組の推進

【取組】

事業名	内容	担当課
児童向けおはなし会、えいが会の開催	・新しい物語に出会い、楽しさを知ってもらうため、おはなし会、えいが会などの児童向け事業を行います。	社会教育課
全小学校への移動図書館の実施	・市内全小学校に移動図書館車を巡回し、本の貸出等を行います。	社会教育課 学校教育課
ビブリオバトル(※22)の推進	・ビブリオバトルの開催を推進するため、資料や情報の提供等の支援を行います。	社会教育課 学校教育課

(※22) 参加者同士でおすすめの本を紹介し合い、もっとも読みたいと思う本を投票で決める催し。

② 小学生の読書環境の充実

【取組】

事業名	内容	担当課
小学校図書館支援員の派遣	・小学校図書館に学校図書館支援員を派遣し、読書活動を充実させるため、本の読み聞かせやブックトーク、調べ学習への対応など、児童や先生への支援を行います。 ・授業や学級文庫に活用できるような図書館資料の充実に努め、団体貸出を推進します。	社会教育課 学校教育課
学校図書館の整備充実	・学校図書館の機能を十分に発揮していくため、司書教諭と学校図書館支援員が連携して整備充実を行います。	社会教育課 学校教育課
家読(うちどく)の支援	・家族で読書の楽しさを共有できるように、良書を図書館だよりやテーマ展示などで紹介し、家庭での読書活動を支援します。 ・おすすめ本リストを作成し、配布します。	社会教育課
読み聞かせ講座の開催(再掲)	・保護者が行う絵本の読み聞かせの機会を充実し、積極的に取り組んで行けるよう、保護者向けの読み聞かせやわらべ歌、手遊び等の講座を実施します。	社会教育課 学校教育課

③ 図書館の楽しさを伝える取組の推進

【取組】

事業名	内容	担当課
子ども司書制度の推進	・「子ども司書講座」を開催し、子供たちが学校や図書館の読書リーダーとして活躍できるよう育成します。	社会教育課
図書館を使った調べる学習コンクールの開催（再掲）	・図書館の本などを使って調べるためのノウハウを学ぶ講座とコンクールを開催します。	社会教育課 学校教育課

成果目標

指標	項目	令和5年度実績	令和12年度目標値	担当課
移動図書館での貸出冊数	・移動図書館での貸出冊数	2,048 冊	10,000 冊	社会教育課
本を読むことが好き・どちらかといえば好きと答えた児童の割合	・小学生の割合	86.9%	90.0%	社会教育課

※本を読むことが好き・どちらかといえば好きと答えた児童の割合は令和6年度実施のアンケート結果による

(3) 図書館や読書を通して世界を広げる中高校生への支援

児童書では物足りないけれど、おとなの本では難しすぎるという世代が、本や読書に親しみ、読書の楽しさを感じることができるような取組を進めるとともに、将来に向かって進めるようなコーナー作りを行います。また、本の提供だけではなく、心のよりどころとなるような居場所づくりを行います。

① ティーンエイジコーナーの充実

【取組】

事業名	内容	担当課
ティーン向け資料の充実	・将来に向けての進路・進学・職業案内等の本や情報を充実させます。 ・ティーン向けおすすめ本リストを作成し、配布します。	社会教育課
児童・生徒による作品発表の場の整備	・児童・生徒のイラスト、詩、短歌、小説等の作品を発表できる場を設けます。	社会教育課 学校教育課
中高大学生が選定した図書コーナーの設置	・ティーンエイジコーナーを身近に感じてもらえるよう、実際の中学生、高校生、大学生が選定した図書コーナーを設置します。	社会教育課
中学・高校の図書委員と連携した取組の推進	・中学校、高校等の図書委員と情報交換や連携をし、POPの展示やイベントの開催などに取り組みます。	社会教育課

② 居場所としての図書館の充実

【取組】

事業名	内容	担当課
学習スペースの設置（再掲）	・閲覧専用席とは別に、持ち込み勉強もできる学習スペースを設置します。	社会教育課
長期休業中の臨時学習スペースの設置	・夏休みなどの長期休業中は、集会室等を学習室として開放します。	社会教育課 関係各課

③ 中学校図書館の充実

【 取組 】

事業名	内容	担当課
朝読に活用できる資料の充実	・朝読向けの本の紹介やセット貸出を行う等、団体貸出の推進を行います。	社会教育課 学校教育課
キャリア教育への支援	・職業案内等の資料を充実させ、団体貸出等により学校現場でのキャリア教育を支援します。 ・図書館の職業体験の受入れを行います。	社会教育課 学校教育課

成果目標

指標	項目	令和5年度実績	令和12年度目標値	担当課
中学・高校の図書委員と連携した取組	・連携事業の回数	1回	2回	社会教育課
本を読むことが好き・どちらかといえば好きと答えた生徒の割合	・中学生の割合	75.4%	90.0%	社会教育課

※本を読むことが好き・どちらかといえば好きと答えた児童の割合は令和6年度実施のアンケート結果による

(4) 小中学校図書館での取組の推進

児童生徒の読書意欲が高まるよう、市立図書館と連携して「子ども読書の日」などに合わせた事業や取組を進めていきます。

また、市立図書館と小中学校図書館のネットワークを構築し、図書資料の有効活用、資料援助を進めます。

さらに、読書が困難な子供へのサービスについて、ボランティア団体などの協力を得ながら情報の収集や提供に努めます。

① 学校図書館の整備・充実

【取組】

事業名	内容	担当課
学校図書館図書資料の整備充実	・子供たちの多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書を整備していきます。 ・図書資料の計画的な整備・充実を図ります。また、「学校図書館図書標準」に基づく蔵書冊数を確保していきます。	教育総務課 学校教育課 社会教育課
「朝読」の普及	・「朝読」など、読書活動を定着させるための取組を行います。	学校教育課

② 市立図書館と小中学校図書館の連携強化

【取組】

事業名	内容	担当課
小中学校図書館の ICT 化	・小学校学校図書館と市立図書館のネットワーク構築により、蔵書の一元管理等システムを利用して蔵書の有効活用を図ります。 ・中学校図書館についても、ICT 化の検討を行います。	社会教育課 学校教育課
小学校図書館への支援員の派遣（再掲）	・小学校図書館に学校図書館支援員を派遣し、読書活動を充実させるため、本の読み聞かせや調べ学習への対応など、児童や先生への支援を行います。	社会教育課 学校教育課
学校向け利用案内の配布	・図書館見学、団体貸出等図書館を活用してもらうため、学校向け利用案内の配布を行います。	社会教育課 学校教育課
司書教諭と図書館支援員の連携協力の促進	・司書教諭と図書館支援員が連携協力し、学校図書館を活用した子供の学習活動・読書活動を推進します。 ・司書教諭や図書主任と図書館司書の連絡調整会議を行います。	社会教育課 学校教育課

③ 図書館利用に困難がある児童・生徒への支援

【 取組 】

事業名	内容	担当課
障がいのある子供への支援	・LL ブック、さわる絵本、布絵本、マルチメディア DAISY（デイジー）図書などの資料の充実を図ります。 ・特別支援教育関係者への情報提供を行います。	社会教育課 学校教育課
日本語以外の言語を母語とする子供への支援	・日本語以外の言語で書かれた絵本や児童書の充実に努めます。 ・ボランティア等の協力を得て、「多言語おはなし会」を実施します。	社会教育課

④ 「子ども読書の日」の推進

【 取組 】

事業名	内容	担当課
学校図書館での周知及び市広報・HP での周知	・「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」などの機会をとらえながら、様々な啓発・広報を実施します。	社会教育課 学校教育課
「子ども読書の日」に合わせた図書展示等の実施	・図書館や学校等で、「子ども読書の日」を中心とした取組を推進します。 ・読書手帳を配布し、子供たちの読書意欲を高めます。	社会教育課 学校教育課

成果目標

指標	項目	令和5年度実績	令和12年度目標値	担当課
団体貸出の回数・冊数	・小学校団体貸出の冊数 ・中学校団体貸出の冊数	3,339 冊 0 冊	10,000 冊 300 冊	社会教育課
連絡調整会議の回数	・連絡調整会議の開催回数	—	年1回	社会教育課 学校教育課

(5) 子供の読書環境を整えるための取組

子供の自主的な読書活動を推進するため、家庭、地域、学校等がその役割を果たすだけでなく、相互に連携・協力し、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

そのため、子供の読書活動推進に関する図書や情報の共有化、人材の活用、事業の共同実施など、家庭、地域、学校等が連携・協力した取組を進めます。

① 子育て支援に関わる人たちとの連携・支援

【取組】

事業名	内容	担当課
子育て関連施設等への図書館の出前サービスの周知と活用の促進	・図書館司書及びボランティアによる読み聞かせの実施について、周知を行うとともに活用の促進を図ります。	社会教育課 子育て支援課 保育課
選書や読み聞かせ等に関する研修会の開催	・本選びの手助けとなるよう、「読み聞かせにおすすめの本リスト」の作成・配布を行います。 ・読み聞かせ講座等の研修会を開催します。	社会教育課 子育て支援課 保育課
司書の派遣（再掲）	・子育て関連施設へ図書館司書や図書館ボランティアを講師として派遣します。	社会教育課 子育て支援課 保育課 保健センター

② 保護者への支援

【取組】

事業名	内容	担当課
保護者への読書に関する情報の周知	・図書館が読書に関する情報を、保育所（園）等を通じて保護者に積極的に情報提供します。 ・図書館で独自の推薦図書リストを作成し、配布します。	社会教育課 保育課
読書相談の実施	・子育て関連施設利用者からの読書相談に対して、図書館と連携した支援を行います。	社会教育課 子育て支援課 保育課

成果目標

指標	項目	令和5年度実績	令和12年度目標値	担当課
小学校・子育て支援センターへの読み聞かせ講座講師派遣	・講師派遣回数	7回	12回	社会教育課



計画の推進

1 計画の進行管理

本計画の取組の目安として、第4章で成果目標を掲げており、計画の進行状況の定期的なフォローアップを行っていきます。

なお、具体的には、毎年度の実績を把握し、成果目標の達成度や課題などを整理し、図書館協議会で検証を行い、関係機関・団体等と連携していきます。

2 計画の推進

家庭や保育所・幼稚園、学校、地域、図書館等で取組を効果的に行うため、それぞれの連携を深め、計画を推進します。



資料編

1 ふじみ野市立図書館サービス計画策定委員会

(1) ふじみ野市立図書館サービス計画策定委員会設置要綱

令和6年5月22日
教育委員会訓令第4号

(設置)

第1条 ふじみ野市立市図書館サービス計画（以下「図書館サービス計画」という。）の策定のために必要な事項について検討するため、ふじみ野市立図書館サービス計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 図書館サービス計画の策定に関すること。
- (2) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく子どもの読書活動の推進にかかる施策の策定に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、図書館サービス計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は教育部長をもって充て、副委員長は委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 委員会は、図書館サービス計画の原案の調査及び検討をさせるため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会の部会員は、委員の指名する者をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第6条 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は委員長が、作業部会の会議は部会長が必要に応じて招集する。

2 委員長及び部会長は、会議の議長となる。

3 委員会及び作業部会は、それぞれ委員又は部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会及び作業部会の会議は、出席した委員又は部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年5月22日から施行する。

(ふじみ野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 ふじみ野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（平成19年教育委員会訓令第15号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

教育部長
教育総務課長
学校教育課長
社会教育課長
上福岡西公民館長
経営戦略室長
障がい福祉課長
子育て支援課長
保育課長
保健センター所長

(2) 策定委員会

所 属	職 名	氏 名
教育部	教育部長	山中 昇（委員長）
	教育総務課長	内田 和明
	学校教育課長	石川 聖徳
	社会教育課長	木村 裕之（副委員長）
	上福岡西公民館長	内田 徳子
総合政策部	経営戦略室長	水上 勝
福祉部	障がい福祉課長	川島 美紀
こども・元気健康部	子育て支援課長	船津 誠
	保育課長	桑子 恵美
	保健センター所長	三原 加奈

(3) 策定委員会作業部会

所 属	職 名	氏 名
教育部	教育総務課係長	田島 輝（部会長）
	学校教育課主任	北原 武（副部会長）
	社会教育課主事	近藤 彩香
	上福岡西公民館主任	山家 理佳
総合政策部	経営戦略室副室長	森川 憲
福祉部	障がい福祉課主査	佐野 和哉
こども・元気健康部	子育て支援センター所長	細田 春恵
	保育課副課長兼保育係長	熊谷 正史
	保健センター主査	中村 智子

2 計画策定の経過

(1) 策定経過

年 月	会 議 等
令和6年 6月	■第1回図書館サービス計画策定委員会・作業部会（21日） ・アンケート調査について ・計画策定の進め方について □第1回図書館協議会（24日） ・第4期ふじみ野市図書館サービス計画策定について
7月	・アンケート調査（7月～8月）
8月	・ボランティア団体等ヒアリング（20日） ・高校生・大学生ワークショップ（20日・23日）
10月	■第2回図書館サービス計画策定委員会（8日）・策定委員会（作業部会）（2日） ・アンケート調査結果報告 ・素案（体系）の検討 □第2回図書館協議会（11日） ・第4期ふじみ野市図書館サービス計画策定について
11月	■第3回図書館サービス計画策定委員会（作業部会）（25日） ・素案と事業の検討 ○第4回ふじみ野市社会教育委員会議（26日） ・図書館サービス計画の策定について
12月	■第3回図書館サービス計画策定委員会（3日） ・素案と事業の検討 □第3回図書館協議会（書面開催） ・計画策定素案について ●令和6年第12回定例教育委員会会議（20日） ・ふじみ野市立図書館サービス計画（案）について
令和7年 1月	・パブリック・コメント（1月6日～2月5日）
2月	■第4回図書館サービス計画策定委員会・作業部会（書面開催） ・計画（案）に関する意見等の募集結果について ・計画の最終案について ○第5回 ふじみ野市社会教育委員会議（17日） ・ふじみ野市立図書館サービス計画パブリック・コメントについて
3月	□第4回図書館協議会（18日） ・計画（案）に関する意見等の募集結果について ・計画の最終案について ●令和7年第3回定例教育委員会会議（21日） ・第4期ふじみ野市立図書館サービス計画を策定することについて

3 関係法令等

(1) 図書館法（抜粋）

（昭和二十五年法律第百十八号）

最終更新： 令和五年一二月一三日公布（令和五年法律第八六号）改正

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

（司書及び司書補の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

（職員）

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

（図書館の補助）

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

（入館料等）

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

（図書館同種施設）

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(2) IFLA-UNESCO 公共図書館宣言 2022

2022 年 7 月 18 日採択

※原文は英語

社会と個人の自由、繁栄および発展は、人間にとっての基本的な価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。それは、商業的、技術的、あるいは法的な障壁に妨げられることなく、科学や地域に関する知識をはじめとする、あらゆる種類の知識へのアクセスを提供し、知識の生産を可能にし、かつ共有することによって、健全な知識社会を支える。

図書館は、どの国においても、とりわけ開発途上国において、教育を受ける権利、および知識社会や地域の文化生活へ参加する権利をできるだけ多くの人々が享受しうよう支援する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、社会的包摂、情報の活力であり、持続可能な開発のための、そしてすべての個人の心のなかに平和と精神的な幸福を達成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識や情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。それは知識社会の不可欠な構成要素であって、ユニバーサル・アクセスを実現し、すべての人に情報の意味のある利用を可能にするという責任を果たすため、情報伝達の新しい手法を継続的に取り入れる。また、知識の生産と情報や文化の共有・交換に必要な、そして市民の関与を推進するための、公共スペースを提供する。

図書館は地域社会を育むもので、積極的に新しい利用者にも手を差し伸べ、実効ある聞き取りによって、地域の要求を満たし生活の質の向上に貢献するサービス企画を支援する。人々の図書館への信頼に応え、地域社会への積極的な情報の提供と啓発が公共図書館の目指すところである。

公共図書館のサービスは、年齢、民族性、ジェンダー、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分やその他のいかなる特性を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、デジタル技能やコンピュータ技能が不足している人、識字能力の低い人、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。コレクション（蔵書）とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応した、そして地域社会における言語的・文化的多様性を反映したものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現在の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

コレクション（蔵書）およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育、包摂性、市民参加、および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。これらの基本的使命を通じて、公共図書館は持続可能な開発目標（SDGs）と、より公平で人道的な持続できる社会の建設に貢献する。

- ・ 検閲のない、幅広い情報や意見へのアクセスを提供し、あらゆる段階の正規と非正規の教育を支援するとともに、継続的、自発的、自律的な知識の探求を可能にする生涯学習を人生の全段階で支援する。
- ・ 個人の創造的な発展のための機会を提供する。そして想像力、創造性、好奇心と共感性を覚醒させる。
- ・ 生まれてから大人になるまで、子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
- ・ 情報に基づいた民主的な社会を整備していくという観点で、読み書き能力を向上させる識字の活動やプログラムに着手し、援助し、関与して、あらゆる年齢層のすべての人々のメディア・情報リテラシーとデジタルリテラシーの技能の発達を促す。
- ・ デジタル技術を通じて、情報、コレクション、およびプログラムの利用を対面でも遠隔でも可能にして、いつでも可能な限り地域社会にサービスを提供する。
- ・ 社会的しくみの根幹に関わる図書館の役割を認識し、すべての人々にあらゆる種類の地域情報の入手と地域をまとめる機会を確保する。
- ・ 利用者の生活に影響を与える可能性のある研究成果や健康情報など、科学的知識の利用を地域社会に提供し、科学的進歩に関与できるようにする。
- ・ 地域の企業、協会、利益団体に対して適切な情報サービスを提供する。

- ・地域と先住民に関するデータ、知識、遺産(口頭伝承を含む)を保存し、利用できるようにする。人々の要望に沿って、確保し、保存し、共用する資料を特定する際に地域社会が積極的な役割を果せる環境を整備する。
- ・異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
- ・伝統的なメディアであっても、デジタル化資料あるいはボーンデジタル資料であっても、文化的表現・遺産の保存および有意義な利用、芸術性の評価、科学的知識や研究と新機軸へのオープン・アクセスを促進する。

財政、法令、ネットワーク

公共図書館の建物への入場およびサービスは原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは国際的な協約や合意に基づいた、特定の、最新の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

デジタル時代において、著作権と知的財産権に関する法令は、物理的資源の場合と同様に、公共図書館に合理的な条件でデジタルコンテンツを調達しアクセスできるようにする法的能力を有していることを保証しなければならない。

図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。

公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、広域の図書館、研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営と管理

地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。地域についての知識と住民参加の重要性は、このプロセスにとって有用であり、意思決定には、地域社会の関与がなければならない。

公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。

地域社会のすべての人々が、サービスを実際にもまたデジタル方式でも利用できなければならない。それには適切な場所につくられ、設備の整った図書館の建物、読書および勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。

図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。また、当該地域の、社会的に排除された集団、特別な支援を必要とする利用者、多言語の利用者、および先住民の要求にも対応する必要がある。

図書館員は、デジタルと伝統的なものの双方で、利用者と資源との積極的な仲介者である。十分な人的資源と情報資源は、図書館員の専門教育と継続教育と同様、現在と将来の課題に対応し、適切なサービスを確実に行うためには欠くことができない。資源が量的・質的に十分かどうかについて、指導層が図書館専門職と協議しなくてはならない。

利用者がすべての資源から利益を得ることができるように、アウトリーチおよび利用者教育のプログラムが実施されなければならない。

継続的な調査研究は、政策立案者に図書館の社会的な利益を明示するために、図書館のインパクト（影響）や収集したデータの評価を重視しなくてはならない。図書館がもたらす社会の利益はしばしば次の世代に及ぶので、統計データについては長期的に収集しなくてはならない。

連携

連携を結ぶことは、図書館がより広範なより多様な人々と接するために不可欠である。関連する協力者、たとえば、利用者グループ、学校、非政府組織、図書館協会、企業、そしてその他の専門職との地域、地方、全国、国際な段階での協力が確保されなければならない。

宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

（長倉美恵子・永田治樹・日本図書館協会国際交流事業委員会 訳）

原文 IFLA-UNESCO Public Library Manifesto 2022
<https://repository.ifla.org/handle/123456789/2006>

(3) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋）

（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号）

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日

（中略）

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圈、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電

磁的記録を含む。以下同じ。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

（六）施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

（一）図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

（二）図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

（一）貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

（二）情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実等に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

（三）地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

（四）利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア （児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ （高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ （障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ （乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ （外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ （図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館（以下略）

4 用語解説

番号	用語	解説	ページ番号
1	IC タグを活用した新サービス	IC チップの埋め込まれたタグを図書館資料に貼付け、資料管理する仕組みを使ったサービス。	21、24
2	地域文庫	地域の図書館ボランティアにより運営されている、子供たちが気軽に利用できる図書館。本の貸出のほか、読み聞かせ、お楽しみ会なども行っている。市内には4つの地域文庫がある。	18、22、30、33、47
3	リクエストサービス	図書館で所蔵していない資料の貸出や閲覧の要求に、新規購入や他自治体から借用して対応すること。	22、33
4	レファレンスサービス	図書館の資料を使って調べものや資料・情報探しの手伝いをするサービス。	22、29、33、41、44
5	オンラインデータベース	インターネットを利用して、新聞記事や法令情報等のデジタル資料を検索・閲覧できるサービス。	22、24、33、36
6	デジタル化資料送信サービス	国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共図書館の館内で利用できるサービス。	22
7	ブックリスト・パスファインダー	図書館で調べものをするときに役に立つ資料や調べ方の手順をまとめた手引き。	22
8	電子図書館サービス	インターネットでいつでもどこでも電子書籍を借りて読むことができるサービス。	22、24
9	デジタルアーカイブ化	重要文書や文化資源の情報を長期保存することを目的としてデジタル化すること。	23、35
10	子ども読書の日	家庭、地域、学校などでの読書活動を進めるため、毎年4月23日は「子ども読書の日」と定められている。	25、57、58
11	学校図書館支援員	ふじみ野市立図書館の小学校図書館担当スタッフ。児童への読書活動に関する知識、意識を高く持ち、学校図書館の図書の整理や環境づくりをしている。	25、53、57
12	(おすすめ本) POP	おすすめしたい本を紹介するためのメッセージカード。	25、49、55

番号	用語	解説	ページ番号
13	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるなど、読書活動のスタートを支援する事業。絵本のプレゼントのほか、読み聞かせやリストの提供などを行っている。	25、29、51
14	LL ブック	ふりがなや絵文字、絵や写真などを多く使うことで、誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた「やさしく読みやすい本」。	27、42、58
15	DAISY・マルチメディア DAISY	DAISYとは、Digital Accessible Information Systemの略。活字による読書が困難な人のためのデジタル録音図書。マルチメディア DAISYは、文字や音声、画像を同時に再生することができる。	18、27、28 42、58
16	りんごの棚	点字絵本などバリアフリー資料や障がいを理解するための本を集めたコーナー。スウェーデンの公共図書館で子供はみな本を必要としており、読書の喜びを体験する権利があるという考えのもと始まった。言語障がいのある子供のためにつくられた、りんごのおもちゃが由来。	27、42
17	サピエ図書館	視覚障がいのある人や活字による読書が困難な人に、展示図書や録音図書のデータを提供するネットワークシステム。	28
18	家読（うちどく）	家族で読書の楽しさを共有すること。家庭で読み聞かせをしたり同じ本を読んだり、読んだ感想を話し合ったりして本を通して家族とふれあうこと。	29、51、53
19	図書館育児アドバイザー	図書館で子育て相談や育児に関する本・絵本の案内などを行い、子育てサポートをする保育士や幼稚園教諭の資格を持つスタッフのこと。	29、51
20	移動図書館	本を積んだ車で小学校に巡回し、本の貸出サービスを行うもの。	14、29、30、 36、53、54
21	子ども司書制度	日本十進分類法や司書についてのノウハウを習得し、子供たちが学校や図書館の読書リーダーとして活躍できるよう育成すること。	30、54
22	ビブリオバトル	参加者同士でおすすめの本を紹介し合い、もっとも読みたいと思う本を投票で決める催し。	53

第4期ふじみ野市立図書館サービス計画

令和7年3月

発行 ふじみ野市教育委員会

編集 ふじみ野市教育委員会 社会教育課

〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡 1-1-1

T E L : 049-220-2087

F A X : 049-261-5100

